

令和元年

大蔵村議会会議録

第3回定例会 9月2日 開会
 9月4日 閉会

大蔵村議会

令和元年9月2日（月曜日）

第3回大蔵村議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年9月2日(月曜日)

出席議員(10名)

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第1号

令和元年9月2日（月曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

- ・健全化判断比率の報告について
- ・資金不足比率の報告について

第 4 本期受理の請願

第1号（請願） 白須賀地区内村道認定と道路整備に関する請願書

第 5 一般質問

第 6 議第55号 平成30年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第 7 議第56号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議第57号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 9 議第58号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

第10 議第59号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議第60号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議第61号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議第62号 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議第63号 平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議第64号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番佐藤 勝議員、8番早坂民奈議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日9月2日から9月4日までの3日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月2日から9月4日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。

諸報告に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。

秋の本格的な農繁期に入る前の何かと忙しい中、傍聴いただきました皆様方には心から感謝を申し上げます。

さて、ことしは春先から好天が続き、梅雨入りまでその天候となりました。ところが、梅雨に入った途端に肌寒い天気が続く、冷夏となる気配すら感じるようになりました。それでも、梅雨明けと同時に、昨年を上回る猛暑、酷暑となり、熱中症が日本全国至るところで発生をいたしました。また、台風や局地的な集中豪雨により、九州、四国、中国地方を初めとする西日本では甚大な河川災害や土砂災害が発生し、改めて自然災害の恐ろしさを感じたところであります。

振り返って、昨年の8月に最上地方は2回にわたる豪雨災害に見舞われたわけでありましたが、ことしは穏やかな出来秋を迎えようとしており、何よりのことだというふうに思っているところであります。

稲の作柄も、直近の調査では、やや良の指数であり、久々の豊作になるものと期待をしているところです。

園芸作物全般につきましても、初出荷が少しおくれたことと、品目ごとには出荷量が少ないものもありますが、総じて価格面や、そういったいろいろな条件の中で、やや高い傾向にあるということをお伺いし、安堵をしているところであります。

さて、本日2日から4日までの3日間、9月の定例議会の開催となりますが、9月議会は別名「決算議会」とも言われております。これは、村民の皆様方からいただいた貴重な税金をどのような使い方をしたのかということをご慎重に審議するからであります。

おかげさまで30年度決算も一般会計の実質収支額は6,240万円の黒字決算となり、基金総額は31億3,600万円となっております。しかしながら、自主財源の乏しい我が村にとって、昨年のような大きな災害や公共施設の老朽化による建てかえや増改築など、さらなる厳しい行財政運営を余儀なくされることは確実であり、今まで以上の経費節減、創意工夫、改善努力を、私を含めた職員全員が心して取り組んでいくことをお誓い申し上げるものであります。

なお本日は、公私ともに大変お忙しい中を土屋代表監査委員様、国分農業委員会会長様の御

出席を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。本日一日よろしくお願ひ申し上げます。

また、私の前にありますリンドウの花でございますけれども、毎年、大蔵村の生産者であります最上リンドウ部会の3名の皆様方から、議会開催に合わせて、いただいたものであります。リンドウは大蔵村の花でもあり、3日間の議会開催中、私たちの目と心を楽しませ、癒やしてくれるものと思います。3名の生産者の皆様方と部会のあるものがみ中央農協に感謝を申し上げ、議会開催に当たっての挨拶といたします。

続きまして、報告に入らせていただきます。

報告1、健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成30年度の決算について、健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報告1、健全化判断比率の報告について。

平成30年度決算に係る健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

表の内容を御説明したいと思います。

健全化判断比率は、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断するため4項目の財政指標でございます。

表を見ていただきますと、平成30年度の数値でございます。実質赤字比率はありません。連結実質赤字比率もありません。実質公債費比率は8.1%でございます。将来負担比率はありません。右の欄には、早期健全化基準と財政再生基準の値を示しておりますが、平成30年度数値はいずれの基準も大幅に下回っており、適正な財政運営ができているものと思っております。

令和元年9月2日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告をいたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告2、資金不足比率の報告について。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 報告2、資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成30年度の決算について、資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 詳細説明。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報告2、資金不足比率の報告について。

平成30年度決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

それでは、表の内容について御説明申し上げます。

資金不足比率は、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状況、資金不足の度合いを示す指標でございます。

3つの特別会計の平成30年度資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、あわせて団地造成事業の各特別会計において、資金不足比率はいずれもございません。右の欄には、早期健全化基準の数値を示しております。各公営企業会計においても適正な財政運営ができているものと思っております。

平成元年9月2日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告をいたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 本期受理の請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、本期受理の請願に入ります。

本日まで受理した請願は、お手元に配付している請願の写しのとおりであります。

整理番号第1号（請願）白須賀地区内村道認定と道路整備に関する請願書につきましては、産業建設常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告があります。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

傍聴に来ていただいた皆さんには、御苦勞さまでございます。

本日は7名の方の一般質問になります。長時間になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、質問に入ります。

私は、村長に対して、次の2点について質問いたします。

1点目は、各組織の役員選任と会議のあり方について、2点目は、消防組織のあり方についてであります。

まず、1点目の質問ですが、数の多い組織役員の委嘱や、それに伴う会議の招集の大半は地区代表になっています。そのほとんどが割り当て職であり、その会議の内容を理解できないまま、その会議が成立し終了という形になります。また、集落の大小にかかわらず、役職は均等に割り当てられます。そのため、小さな集落では地区代表が何種類もの役職を受け持つことになります。その会議が招集されれば、自分の仕事を休んでも、その会議に出席しなければいけません。役場にもさまざまな事情があると思ひますが、会議に出席する担当職員は全て勤務時間内であり、生活には何の支障もありません。このような構成では、今後、割り当てられた職務に賛同する人はなくなることも考えられますが、村長はどう考えているのか伺ひます。

次に、2点目ではありますが、人口減少による消防団員不足の対応策として分団の縮小が行われ、数年経過しましたが、今なお減少傾向が続いています。このため、演習や訓練の際には、他町村に居住している名前だけの消防団員も招集して、何とか数合わせをしているものが現状です。

訓練のときは、何とか形はとりますが、訓練のそもそもの目的は、災害時や緊急時において実際に活動できる訓練にあります。形式を保つためのものではないと思ひます。このままの形をとれば、実際の災害時に現場で活動できる団員は数が知れています。特に、火災時などは団員が現場に到着した際は、もう既に鎮火している場合が多くなります。このことは慎重な対応策が必要と考えます。

次に、恒例とはいえ訓練や演習終了後に、本村や他町村の最高指揮官である幹部に対し、公共の場で白昼、酒席を設ける接待はいかがなものでしょうか。村長も団長も、訓示や挨拶の際には、「災害はいつ起こるか分からない。特に、大蔵村は災害の多い村であるから、常に危機感を持って事に当たってもらいたい」と言っていますが、あれは建前上の言葉なのでしょう。村として立場上、接待は仕方がないとしても、もう少し方法を考え直すことはできないのでしょうか。

以上2点につき、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「各組織の役員選任と会議のあり方について」と「消防組織の考え方について」という佐藤勝議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問ですが、議員みずから今年度の滝ノ沢地区代表として御協力をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

現在、地区代表におきましては、27地区より毎年度選出されました方々に委嘱状を交付しております。代表の選出方法は、持ち回りや選挙、また選考などで各地区さまざまな方法によって選ばれていることについては承知しているところであります。あわせて、各地区とも多忙との理由から地区代表のなり手がなく、選出に苦慮しているとの声もお聞きしております。

現在、地区代表の方々に村としてお願いしていることは、主として文書などの配付であります。そのほか、地区によっては各種委員会の委員に御委嘱させていただいている方もいらっしゃいます。

議員からは、地区代表の業務のほか、各種委員会の委員を委嘱されるため、会議が多く、このままでは割り当てられた職務に賛同する人がいなくなるのではという御意見ですが、村としては、各種委員会において村民の意見をできるだけ反映させることも重要との考えから、村内のバランスを考えて、委員の選出に御協力をお願いしております。そのため、基本的には、地区代表の方に委員をお願いする場合については、旧小学校区単位に選出することとしております。そのため、地区の人口の大小にかかわらず委員をお願いする場合もあるかと思えます。

村といたしましても、地区代表の皆さん方に御負担をできるだけかけないようにと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、広く村民の方々の御意見を反映させる必要性もあると考えております。負担軽減策などについては、地区代表者による連絡協議会等で意見を集約くださり、御提案いただければありがたいと考えます。

今後の村政運営は、地区代表の方々の御協力なしにはあり得ないものと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたしまして、1点目の答弁といたします。

次に、2点目の「消防組織の考え方について」という御質問にお答えいたします。

本村では、人口の減少に加え高齢化が一段と進んでおり、消防団員の確保が大きな課題となっておりますことは佐藤議員も御承知のとおりのことと思えます。

このような状況から、平成28年度に7分団編成から4分団編成に組織を再編し、広範囲なつ

ながりにより消防活動に支障がないよう対処をした次第です。

また、地区によっては消防団員がいないところや、いても村外に勤めに出て、日中団員がいない地区もあり、平成29年度に消防団幹部会に消防団員確保対策特別委員会を設け、団員確保とあわせ、機能別消防団の創設に向けた検討を行ない、平成30年度に機能別消防団を発足させたところであります。予備消防団や自主防災組織などとあわせて地域の消防活動を支えていただきたいと思います。

今年度の消防団員の状況でございますが、一般消防団員の入団者は5名、機能別消防団員の入団者は4名、退団者が13名いましたので、総団員数は296名となっております。

さて、議員からは「他町村に居住する名前だけの団員による訓練時の数合わせではないか」という御意見をいただきましたが、私はそのように思っておりません。先ほども申し上げましたが、団員の多くは村外の会社等に勤めております。火災などの災害発生時には、メール発信など緊急連絡網が敷かれており、可能な限り駆けつけていただいております。これは他町村居住団員もまたしかりです。形式だけでなく訓練も受け、本村の自治消防に大きく貢献していただいているものと思っております。

確かに、議員の御意見のように、災害など緊急時にはすぐに現場に駆けつけ活動体制に入ることが求められるわけですが、多様化する社会の中で、私たちの生活スタイルなど環境が大きく変化しております。消防団員の確保対策の継続はもちろんです。機能別消防団員や予備消防団員、自主防災組織など、地域全体で対応する体制が今後求められており、常備消防の最上消防本部との連携や体制確認などあわせて村消防団の幹部会と引き続き検討してまいりたいと思います。

次に、「訓練や演習終了後の懇談会はいかがなものか」という御意見ですが、消防演習等につきましても、県や最上地方の市町村、消防団等をお迎えし、日ごろの訓練の成果を広く村民の皆様方に見ていただくものでございます。団員も本番さながらに危機感、緊張感を持って臨んでおり、私もその姿に毎回頼もしさを感じております。終了後の懇談会は、来賓の皆様方に昼食をとっていただきながら、いろいろな御指摘や御意見をお聞きし、他市町村との交流を図る意味で実施しております。村消防団からは幹部のみ参加しておりますが、各地区に団員を残留させており、災害など緊急時の活動には支障が生じないよう配慮しております。

消防団員は、日曜祭日、昼夜を問わず常に拘束されている状況と考えています。時には家族などの力をかりながら、正義感と責任感を持ち懸命に活動しております。私は、このような団員の活動に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後も、消防団員の安全を確保しながら、活動のさらなる強化に向け、消防団長とともに努力をしておりますので、佐藤議員初め、議員皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 結構長目の無難な答弁、基本的な答弁であると思います。答弁そのものが今のやり方だと理解しております。

また、これは消防と地区代表の関係のものを一緒にしたら難しいので、1つずつやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1点目の件ですけれども、役場関係で会議招集とか、役員の委嘱とかするんですけれども、これは各課ごとに来るので、その課は1人ですよ、1カ所で済むんですけれども、大きなところは、数ある課の中から来るので、何種類も来るんです。出す課は1人、何とも差し支えないだろうと。それは役場、課だけの考えであって、我々に来るものは、全員ではないんですけれども、1人に来るんです。

だから、その辺の持ち合わせ事項というか、連絡事項とかあれば少々は少なくなるのではないかと私は思いますけれども、村長はどう思っているかわかりませんが、役場の立場としては、やっぱりある程度の会議をやらないと事業も減らないので、一応会議をやると。

ただ、私が言いたいことは、先ほど答弁がありましたけれども、ほとんど地区代表なんていうものは回り番とか、しょうがねえ、おめえやれやと言って、まあ1年ぐらいは仕方ねえべというのでしょうがなくやっていて、この会議の中身とか内容なんか全然わからなくても参加するだけで、その課は課ですから、専門家ですから、説明してくれます。

でも、説明というものは、相手がわかって初めて説明であって、その受ける側が全然中身をわからないで、それで説明が終わりました、はい、異議ありませんか、異議ありません、それで会議は成立で、事業は実行すると。それでなったのでは、何のための会議かわからない。私が言いたいことはそこなんです。

質問なんかしてもしなくてもいいやつなんだけれども、委嘱状を、あれも各小学校単位みたいなもので役員をするという答弁だったんですけれども、その連絡も何もない、ただ紙切れ1枚、委嘱状を郵送されてきて、それで役員なんです。それで、あなたお願いしますと。そうしてくれというわけではないですよ。例えば、勝さん、今度そういう役お願いできませんかであって、委嘱であればいいんだけど、その委嘱状も、郵便局の封筒1枚だけで委嘱状になって、それで役員。それでは全然、会議の中身をわかるはずがありません。

そういうところも少し考えてもらいたいと。会議は1回して、決議をとれば、それで会議は成立し、役場としてはもう万全なわけなんです。要は、その会議の目的が何で、どういうわけかということをしっかりしてもらいたい。

さっきもずっと言っているんですけども、もう何年もなっているんですが、後継者が選んで、地区代表になる人がいないと、これだけ用事が多いので、なる人がいない。これはもう現実なんですけれども、それはそれとして、部落ではそういう状態であっても、村は村の状態も考えて、やっぱりやらなければならない。そこが難しいところなんですけれども、何とかして軽減するような方法を考えられないものか。

それで、もう忘れたかもしれませんが、以前の代表の役目というものが、代表が集落の意見とかそういうものを取りまとめて、要望事項など取りまとめて、それを県なり役場なり来るような、時代劇でいえば、長、庄屋みたいな役目だったと思うんです、あらゆる面倒を見る。今、現実を見れば、それだけの役員でやって、役場の小間使いといたら言葉が悪いんですけれども、下請会社みたいな感じに、定位置になりつつあります。それが当然となるようなことではだめだと私は思います。そこを強く言っておきたいとします。

それから、大分前になりますけれども、そういう時代が来るので、組織がえ、例えば小さい部落も一緒にみんな来ると、さっき言ったけれども、例えば四ヶ村地区は1つの団体にするとか、それから桂、藤田沢、あの辺は1つとか2つ比良稲沢あの辺が1つとか、そういう感じで、合併といたらおかしいんですけども、そういうふうな方向を考えれば、その役職も1人に固まらないでいくのではないかと。そうすれば、その会議の中身も濃くなると。そう思いますけれども、そういうことを、そのときの答弁では、それはあなたの部落だけではない。全国的にそうだと。そういう組織がえをするには、それはその集落の決まりというか、プライバシーになるので、役場ではタッチできません。それは我々の問題でなくて、あなた方の問題ですという答弁があったんですけども、これはもう既に忘れていると思いますが、私の記憶にははっきり残っています。

これは提案で、答弁は要りません、これからしゃべることは。先ほど、ちょっと、リカイコマイデスかね、私の家は該当しませんでした、賀詞の配達がありましたね。配達というか、何だかわからないけれどもありました、賀詞とかなんとかというもの。それを地区代表がとりに来て、それを該当者に渡して、それで祝い金かなんか知らないけれども、あるらしいので、その領収書をもって役場へ届けなさい。そういうことでしたけれども、それでは全然ありがたみはない。昔は敬老会というものがあって、敬老会で村長が前の部落に来て、一人一人に渡し

てくれたんですよ、祝い金。それで、ありがたいとみんな思っていたんです。今はこれ、紙切れ1つ、地区代表が持って行って、ほら、ばんちゃん、これ預かってきたらからもらえというように、領収書けるやでは、ありがたみも何もない。

さらに言えば、役場の職員だって各地区にみんないるんですから、土日休みなんですから、じゃあそれぐらいは私が持って行って、ばんちゃんや、よかったなぐらいの声をかけてやってくれる、そういう気持ちがある職員が出れば、もっともっと役場と一般の村民の仲というか、やりやすいような感じになるのではないかな。それは私が考えているだけですから、我々がそんなことをやる必要ないんだとなれば、それで終わりです。だから、私は望んでいることは、そういう職員が1人でも2人でもいいから出てくれないかなと。それを望んでいます。

それで、時間もあれですから。これ、今のことに関して、短くでいいですから、最後のほうは別にして、前半のほうの答弁、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から結構いろんなことを言われたんですけども、私からも短くわかりやすく答えてほしいというふうなことです。それにできるだけ沿った形でお答えできればと思っております。

要は、地区代表の仕事、あるいはいろんな役職の方々が、できるだけその仕事というんでしょうかね、それが軽減になるように役場で配慮してほしいというふうなお話かと承りました。当然そういうことも考えていかなければならないと思っております。

昔の代表にしてみれば、地区の総意をまとめる役だったと。役場の小間使いではないよというふうな今、佐藤議員の話だったと思っております。

提案としては、例えばの話ですけども、今、佐藤議員の話ですと、四ヶ村を1つの集落としての対応ができないのかというような、具体的なことをおっしゃっていただいたと思っております。できないこともないんでしょうけれども、ただ、やはり集落コミュニティーといいましょうか、そういうことがますます気うすになっていった場合、佐藤議員のおっしゃるとおり、より今まで以上に役場に対しても、あるいは村の、行政というんでしょうかね、そういったことに対しても疎遠になっていってしまうのではないかなというふうな、私は思っています。

以前にこんな話もございました。各集落には地区代表さんがいらっしゃって、その下に各集落ごとの、いわゆる、例えばその下に地区役員でなくて、戸数集落の代表さんがいらして……

（「隣組」の声あり）隣組というんですね、隣組というふうな方がいらして、隣組長さんがいらして、それを今度、回覧したり、いろんな配付物を渡したりとかということ、そういうよう

なことも、全てまず郵送で個々にできないかというふうな依頼もあったようなこと、私は記憶してございます。それは郵便局にお願いすればできないこともないと思います。それでは逆に余りにも、例えばひとり暮らしの老人世帯であれば、そこに隣組長が、いたかというふうなことで安否の確認もできるということ、そういったつながりも、いろんなことができる。そういったことも全てなくなってしまう。そういうことでいいのかというふうなこともございます。

ですから、四ヶ村を全てまとめた形でできないかということも一つの提案としてはお聞きしますけれども、これは四ヶ村の方々としっかり話し合って了解をいただかないとできないことでもあり、また私は逆にデメリットのほうが大きくなるのかなと思っています。

そういうことで、佐藤議員からおっしゃられたことも加味しながら、これから当然、地区代表連絡協議会という組織もありますので、1回目のおりに答えてあるとおりの中で、いろんな形で提案的なことを出していただければと思っています。

それから、これは答弁要らないよということ saying していただきましたけれども、この賀詞というものは、敬老のお祝いの節目の年、喜寿、米寿、あるいは長寿、白寿、そういうふうなことの賀詞だと思います。地区代表を通じて、やるということ、それはありがたいがないというのはおっしゃるとおりだと思っています。ですが、敬老会を催して、できるだけ役場でその場所にお邪魔して、その場でおあげするようにしているんですけども、敬老会が開催されていない地区については、そういう形で実施されていると思っています。

そういうことで、その辺の対応、私はいつも事あるごとに、小さい村だからこそできることもありますので、その辺も対応を考えてまいりたいと思っています。あるいは、もっと具体的に、その地区から出ている、もし村長が来れないのであれば、役場職員がそういうふうにして持ってきてもしかるべきではないかというふうな、具体的な御提言もいただきました。それについては、やはり職員ではなくて、私自身なり副村長なり、そういう方が行ければなおさらいいのかなというようなこともちょっと感じたことでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） でも、私が提案したり、意見を述べたことであっても、一概に全部、はい、わかりました、できますということはいかないと思いますので、なるだけこれに沿ったような方法に向かうように努力していただきたいと思います。

それでは、時間もないんですけども、2点目に入ります。これは消防関係なんですけれども、当然、消防団ですから、常に一所懸命やって頑張っている。何もやっていないと私は言っているのではないので、誤解があるといけませんので。やはり見ていれば、一所懸命頑張って

います。火事の現場でも、時間ぎりぎり、自分の仕事を休んで来ているのも見えています。

ただ、人が足りないことはもともとわかっているんですけれども、特に火災の場合なんかは長時間ではないんですから、瞬間的にだめになるやつですから。だから、それに対応できるような、地区からも、みんな遠くへ働きに行っているから、どこにいても同じだという、さっき、メールかなんかでやれるよ、同じだと。状況はそうかもしれませんが、やはり同じだから、じゃあしょうがないべというので火事は消えませんので。

その辺を、いないものはしょうがないべ、来たらやってもらおうという考えでなく、やっぱりそういう確実な団員というか、それに仕事できるような人を、先ほど機能別消防団の場合、いろいろ実施の場ありますけれども、そのような連絡を密にとって、やっぱり訓練をしたりすれば、その消防団の職務改善、役場もこれは考えて言っているんだと思いますけれども、実際、はっぴは袋に入ってます。全然、使わないもので。そういうことでいいのかと。いや、集まれと言われれば、また集まりかと言われて、しょうがないと思う。これは消防ですから、自分たちの意識を高めなければならないので、その意識を高めるためにどうするか。はっぴをぶらさげて袋に入れてるのでは、ないほうがいいんですけれども、1回ぐらいはそういう機会を手を通したいと思っています。

それで、俺、何時までだっけ、議長、時間。（「11時までです」の声あり）では、ちょっと消防のこともうちちょっと言ってみたいと思います。先ほどの、この答弁に、飲酒とか、そういう終わった後に懇親会と、きれいな字が書いてありますけれども、私の質問状は、酒席を設けることはどうかと書いてあります。懇親会とは書いていません。懇親会といえば、きれいなものです。私は、酒席はどうかと。懇親会をやっただめだと言っています。酒席はいいのか、酒を出していいのかと言っているんです。

だから、さっき、ちゃんと分団を残しておいて、何かあったときは対応できることになっていると言いますが、その指揮をする人が多少でも酒を飲んでいていた場合、酒飲んで指揮しまして、特別な職ですから。それで、少々酒を飲んだぐらいでは私は指揮ができるという考えもあろうかと思えます。それを別のものに当てはめれば、少しぐらい酒を飲んでも車は運転できるから大丈夫だと同じになるわけです。ただ、消防団が酒を飲んで悪いということではない。道路交通法には、酒を飲んでだめという法律があります。法律、それから見れば、違反ではありません。そこなんです。

だから、懇親会、慰労会やるななんて言っているのではない。誰でも飲みたいし、暑いところあるから、飲みたい、飲ませたい、それはわかるんですけれども、もし親睦会とか懇親会を

やりたいのであれば、親睦を深めるためになれば、少しずつでもいいから積み立てでもして忘年会なりすれば、懇親会もできます。普通の団体はそうやっています。農業委員会もそうですし、農協でもそうです。みんな積み立てをしてやっています。そういうことも一つの考えではないかと。やっぱり世間体が余りよくない。

ただ、皆さんが実際は多分まずいなと思っています。酒を飲んでいる人であっても、これはまずいのではないかと、我々が出席して、これはまずいのは。ただ、言ったら自分が不利になって、これはまるでそんなばかなことを言っているのではないというだけで、思っていると思うんです、予想、私の想像では。

だから、誰かそれを言わなければだめだなと思って、私は。敵をつくる覚悟で言ってます。だから、幾ら敵が来ても大丈夫です、皆さん敵になってください。

もう一つ。懇親会、我々も招待が来ているわけです、懇親会、私はいなかったんですけども、その席上で、大蔵村の議員は接待、全然やらない、酒つぎも歩かない。そういうことで、だめだ、もっと議員らしい行動をとってもらいたいという話、要望がありました。激しい要望です。批判ではありません、要望です。ありました。それは言いわけになるしれませんが、我々、私たちが招待しても、いつまでもその人にいてもらおうと、本部に入れたいんです。例えば、祭りでもそうです。来てくださいと言っても、いつまでもいると本部に入れなくて、なっているんです。消防団の方々も、話し合いも余りできません。それで、少しでも消防団同士、やらせたらいいなと思って、我々は少し早目にやめます。それで、接待は団長もいるし、村長もいるし、接待はそれでいいのではないかと。

それよりも大切なことは、我々、地区に帰って、やっぱり招待されています。実質的に一番苦勞して、暑いところ立たせられて苦勞している団員の皆さんが、我々が行くまで、酒の場で待っているわけです、その会場で、自分の分団のあれで。それを幾らでも早く行って慰勞したい。そういう気持ちもあって、何ぼか早目にその懇親会を抜け出したわけです。何もおもしろくなくて抜け出したわけではありません。これは言いわけになるかもしれませんが、それ以上、あとどうこう言われても結構です。そういう理由もあります。

そういうことで、要は、長いこと言ってもしょうがないので、酒、接待の方法を考えるべきではないかということです、短く言えば。やっぱり役場も忙しく招待をされていって、ごちそうになってくる、大蔵村だけしないというわけにいかないと思うので、いろいろ立場もあると思うんだけど、懇親会と接待は違うもので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

時間、もう少しありますけれども、村長に。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員の言われたことは主に、このたびの春の消防演習の際のことだというふうに思っております。質問のところでは、酒席というふうに確かに書いてございます。私の答弁については、懇親会というふうな形で書かれております。当然、酒席というふうなこと、何も言葉で差別したわけではなくて、懇親を深める、その中には当然、反省会も入りますし、他の市町村との交流、そういったこともございます。そういったことで、そういうふうな言葉にさせていただいた。

ですから、酒席を設けるのはどうかというふうなことの直接、単刀直入に言われますれば、これについても今、議員から提案のあったとおり、消防団の幹部会、そういうところでしっかりと議論をしていただかなくてはいけないなと思っておりますけれども、私は、こんな本会議の席で言っているかどうかということなんですけれども、通常なされていることで、悪いというふうなことではないと私は理解してございます。

例えば、どの役をしようが、役をしなくとも、そういった酒席の場面があったり、友達同士でそういうふうなこともある。では、いろんな役職を持っている人は365日、1日でいえば24時間そういったことが一切できないのかというふうなことになったら、これは大変なことであります。議員も恐らくそんなことを言っているのではないというようなことはわかりますけれども、ただ消防団として毎日、毎晩こんなことをやっているわけでもないということ。そういった大きな大会の中で、その席が設けられたということの中で、また、その反省会なり懇親会なり、酒席でもって前後不覚になるような、恐らく消防団の幹部の皆様方はいらっしゃらないかと思えます。

当然、酒を飲まれた形の中で、飲酒運転、そういった法律に違反するようなことは誰も、私はやらないと信じていますし、そういったことのないように常々、当然、注意喚起もしてございます。

そういうことでございますので、まずお互いにどういった、こういったではなくて、やはりその件を和気あいあいのもとに理解をしながら進めていかなければ、こういった大きな意味でのボランティア活動の中の仕事というものはなかなかできないのかなと思っております。

それから2つ目の、議員の接待がなっていないというふうな強い指導といいましょうか、受けたということでもありますけれども、これは議員の皆様方の、私は取りようだというふうに思っておりますので、あえて私からこの場で答弁は控えさせていただきます。以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 時間ですから終わりますけれども、2つ3つ質問しましたが、それは徹底的な、それをやりましょうことは出ないと思いますので、少しでも大蔵村意識改革に向かっていけば質問したかいもあるというものですから、1年2年かかるかと思えますけれども、前向きに少し動いたり、動くように努力していただきたいと。こういうことで質問しました。質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） どうも傍聴者の皆さん、御苦勞さまでございます。

私は2番目ですが、きょうは村長に対して、「大蔵村雪対策総合プラン（仮称）」ですが、この作成をぜひ行っていただきたいと思ひまして質問します。

近年の異常気象と急速な高齢化の進展は、従前にも増して雪国で暮らす村民の生活を脅かす状況になっています。幹線道路の除雪等での村関係者の努力には深く敬意を表します。そして、感謝を申し上げます。しかしながら、自宅の屋根の雪おろし、除排雪も含め生活空間全体の雪対策は困難を極めているものが実情です。

山形県では昨年末、いわゆる「県雪条例」を制定しました。また、青森県弘前市などでも、従来の自助、公助のすみ分けを超えた雪対策の徹底した見直しを図り、「弘前市雪対策総合プラン」を策定し、実行しています。

そこで、豪雪地大蔵村でも雪対策に特化し、かつ各課を横断した形での「雪対策総合プラン（仮称）」を策定し、従来の枠を超えた住民ニーズに正面から向き合う必要があると考えますが、まず村長の、雪対策に特化した総合プランの必要性の考えについて伺いたいと思います。

次に、各論になりますが、さきに示しました弘前市の総合プランの中にも示されておりますが、例えばですが、地域除雪活動支援事業という形でモデル地区を設定して、地区等が生活道路の除排雪を行う場合に、除雪従事者や除雪機械の保険加入を村が行ったり、除雪機の燃料費についても村が補助をするといった仕組みをつくれませんか。また、冬期間、私有の空

き地を雪置き場として無償で提供していただいた場合に固定資産税の一部減免を行うなど、空き地の有効活用につなげてはどうか。また、高齢者世帯の除雪困難世帯に対し、現在では、ひとり暮らし老人等除雪扶助で対応していますが、所得状況などによって制度の対象とならない世帯もあります。また、対象世帯でも領収証の関係で除雪作業費を一旦全額支払うなど経済的な負担も生じます。

高齢者等の除雪ニーズがとりわけ高まる中で、有償除雪支援サービスという形でサービスを受けられる高齢者等の対象を広げてはどうか。方法としては、利用料は所得区分ごとに村が段階的に設定し、除雪サービスは村と除雪業者が委託契約で対応するというものです。

最後になりますが、国道、県管理の458号も含めてですが、国道と村道の除雪について、事前に県、国なりと村が協議、連携をして相互乗り入れをするなど、幹線道路の合理的な除排雪に努めるべきではないでしょうか。責任の所在、経費分担などは事前協議をして課題の洗い出しも行い、その解消を図るべきだと考えますが、村長の考えについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「大蔵村雪対策総合プラン（仮称）の作成を急げ」という佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

大蔵村は、豪雪地帯として全国的に知られており、平成30年2月には、今までの最高積雪深を更新し、4メートル45センチを記録いたしました。

雪国での生活は、特に高齢者や住宅密集の方々については、議員、御意見のとおり本当に御苦労していることと思います。

さて、「雪対策総合プラン」の策定についての御質問ですが、雪対策に特化したプランの策定については、その必要性は感じるものの、議員お示しの弘前市のような大きな都市においては、マニュアル化しないとスムーズな対応ができない団体もあるかと思えます。しかし、本村のような小さい村では、関係各課と連絡、調整をしながら迅速に対応することが最も必要なことであり、また大きなメリットであると考えます。今後、県の雪条例での取り組みなどを注視し、議員、御提案の「雪対策総合プラン」について十分に検討してまいりたいと思います。

次に、議員からは幾つか具体的な提案をいただきました。

まず、1点目の地域活動支援事業という点ですが、村総合計画に、雪に強い村づくりを基本目標に掲げ、村道除排雪の強化、流雪溝の整備などを行ってまいりました。生活道路の除雪へ

の支援ということですが、生活道路についても村道として認定している箇所が多く、村の除雪機械で対応できる場所は対応しております。また、いわゆる私道については、利用者も限られた方々と思いますので、そういった補助が適切か十分検討しなければならないものと考えます。

2点目の、雪置き場の固定資産税の減免について御提言がありましたが、除雪によって空き地等に仮置きされた雪は、土地所有者に迷惑がかからないよう全て排雪しておりますので、減免については考えておりません。仮に減免するとなれば、宅地に限らず農地や山林にも範囲が広がるものと考えられ、国道、県道の除雪にも影響してくるものと考えられます。除雪に限らず公共事業は地域住民の協力があってこそ成り立つものと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、3点目の有償除雪支援サービスについてですが、議員、御承知のとおり、現在ひとり暮らしの高齢者等の方々については、除雪経費の一部補助として、1回につき9,000円を補助しております。これは、あくまで非課税世帯でかつ自力で除雪できない方が該当し、親戚などから援助を受けている方は該当いたしません。非課税世帯以外にも段階的な利用料金を徴収して除雪サービスを提供してはということですが、ひとり暮らしの方々ほとんどが非課税世帯であること、また高齢者の方で課税世帯の方は、ある程度の所得がある場合が多いこと、また村が除雪業者との調整を行うことは、各家屋にて除雪方法が異なるため事務が煩雑になることなどから、当分の間、現行制度のままで行いたいと考えております。

4点目の、「国道と村道の除雪については、事前に県と村が協議、連携をして相互乗り入れなど合理的な除排雪に努めるべき」とのことですが、私も全くそのように考えております。その具体的な策として、毎年、最上総合支庁との間で「道路の除雪業務の相互委託に関する協定書」を締結し、除雪及び排雪に関する業務の効率化、円滑化を図っているところでございます。本年も8月13日に支庁担当者との事前打ち合せを行ったところでございます。

具体的には、大谷地地区の県道と柳瀨地区の村道を交換路線として除雪しており、戸沢村片倉地区に至る県道と柳瀨地区の村道の融雪材散布についても交換して実施しております。協定書では、交換した路線でそれぞれ除雪業務執行のための責任を負うこととしており、除雪経費については除雪延長等が同じであるため相殺となっております。

県道との除雪路線の交換のほかにも、大坪地区の村道の一部を新庄市に委託しており、烏川向地区の村道除雪を舟形町に依頼するなどして効率化を図っているところであります。

また、昨年度の除雪業務の改善等を検討する会議を6月に開催し、除雪工区の見直しなどを

行う予定であります。今後とも、いろいろな課題について洗い出しを行い、県や近隣市町村との連携を図りながら、より一層の除排雪の効率化に努めてまいりたいと考えております。

さきにも述べましたが、今後も雪に強い村づくりを目標に掲げ、今後とも村民の福祉向上に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） それでは一番最初の、総論的なものになりますが、大蔵村雪対策総合プランを急げということで質問をさせていただきましたが、今のところは個別に対応したほうが、より柔軟に対応できるということで、ただ、よくよく読むと、県の雪条例等も見ながら将来対応していく、十分に検討していくという答弁でしたので、どういう方向性かということはわかったような、わからないような部分もあるんですが、確かに市レベルと比べて、町村の場合は規模は小さいので個々に対応したほうがいいということもあるかと思うんですが、市町村の規模の大きさではないと思うんですね。やっぱり雪の量の多さだと思うんです。大蔵村は御承知のように、もう全国1位2位を争う豪雪地帯である、非常備地域も抱えておりますので。

総合対策プランというものを人口規模でつくるということもあるでしょうけれども、もちろん柔軟な運用というものはあるので、マニュアルをつくったから、それに拘束されて、逆に、やれる部分もやれないようなことになってしまっただけでは本末転倒だと思いますけれども、これだけの豪雪地帯なので、大蔵村初といいますか、ほかでもやっているわけですが、大蔵村でこそ、こういった豪雪対策を総合的につくる必要があるのではないかと思います。

それと、見える化という意味でも、こういった制度があるのかというものは、ここにもあると思うんですが、弘前市などではこういう形で見える化して総合対策プランをつくっているわけですが、確かにさまざまな雪対策についてはきめ細かな制度もあるかと思うんですが、それぞれがどういう位置づけで、どう有機的になっているのかというものが、ある意味、客観的に見えない部分もあります。

それで、年配の方から、だんだん世代も交代していますので、そういう意味では、誰もが大蔵村の雪対策はこうなっているんだということを、こういう総合対策プランという形で見える化することも必要だと思うんですね。

そういう意味で、県の条例がどうなるかということを受けてということもあるんですが、それを待たずに、ぜひ早目に村として独自の、むしろ県にも、こういうものをつくりましたということで、県のほうが参考にできるような形で総合対策プランをつくってはいかがかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） おっしゃる趣旨は私もわかっているつもりであります。ただ、何回も申し上げますけれども、弘前市、あるいは人口の多いところは多岐にわたって、いろんなかかわる人が多いということから、そういったマニュアルをつくらないと対応がスムーズにいかない。そういうことが一番、私はネックになろうかと思えます。

ですが、大蔵村は逆に早道がきく、いわゆる各課横断的にもそうですけれども、担当している職員も少ないわけで、そういったことで、何しろそんな、それで文面化しなくとも、いかに住民に対して雪を早くどけてあげる、あるいはそういった負担にならないようなことをするということが使命だと思ってございますので。つからないということではなくて、今、県でそういった雪対策でいろいろ施策体系をつくってございます。それをさらに細分化しながら、大蔵村に合うところは、それをぜひ取り入れてやっていきたいという趣旨でございます。

決して私は、村民の皆様方に、除雪システム、あるいはそのやり方というものを秘密にしているわけでもございませんし、そういうことをより見える化にしないというふうな、してほしいというふうな佐藤議員の趣旨もわかっているつもりでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 私としては、県の条例に選考するような事例も含めて、大蔵村で、最も豪雪地帯ですから、ほかの市町村にも、また県にも役立つものがあると思えますので、研究を同時並行で進めていって、総合プランに結実できるようにしていただきたいと思えます。

順番はちょっと、後、先になるんですが、3点目として有償除雪支援サービスということで1つ提案させていただきましたが、今現在、お話ししたように、住民税非課税世帯の高齢者には1回9,000円という形になっているんですけども、余りにも1かゼロかに、住民税非課税世帯という形で明暗が分かれてしまうという気がするんですね。高齢化しているということで、みんな大変な状況になっている中で、もう少し、住民税非課税かどうかという形ではなくて、段階があってもしかるべきではないかと思うんです。

事務の煩雑さもあるので、委託契約まで結んで、料金を村で設定するというところまではなかなか難しいにしても、従来は住民税非課税というような形ではなくて、ちょうど8年か9年ぐらい前は、住民税課税でも低所得世帯の場合は一部こういった補助が受けられていたと思うんですが、非課税か課税かということで、大体が非課税に高齢者の場合はなると言えますけれども、やはり一部ちょっとした課税が出るために適用が全く受けられないということで、すごく不満を持たれる方もいらっしゃると思うので、9,000円でなければ、一定所得で課税所得であ

っても半額の4,500円とか、1回5,000円とかという形で、もう少しグラデーションをつけても良かったのかなと思います。

というのは、税制というものは、皆さん平等ではあるんですが、時々国の制度改正によって、非課税かどうかというものが変わるわけですね。私、かつて問題だと思ったものは、老年者控除という控除が50万円ほどあった時代がありました。ただ、所得、収入は同じなんですよ。ところが、国の税制改正によって課税世帯になってしまう。そうすると、それに連動して、こういった部分が受けられていた人が受けられなくなるというふぐあいも、収入が同じなのに、結果、制度の問題として生じるので。

それから大分月日は流れてしまいましたけれども、1つの基準、目安として何もなければ区別できないということはわかります。しかし、一律に百かゼロかではなくて、中間的な段階を設けて、多少事務は煩雑になるかと思うんですが、そういったことも考えてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 3点目の、有償除雪支援サービスについての補助の仕方といたしましうか、支援の仕方の観点だと思っております。議員おっしゃるとおり、非課税か非課税でないかというふうな、フィフティー・フィフティーのそういったものではなくて、もっと段階的にというふうなこと、なるほどなというふうに今思っております。

ですが、この辺の担当部署としての考え方と、それから今のやはり生活の推移ということを見ると、これもやっぱり検討していかなければならないものかなと思っておりますけれども、担当課長としての意見をお聞きしたいと私は考えています。担当課長。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 3番の有償除雪支援サービス事業ということでなっておりますけれども、除雪費の補助ということで今、1回9,000円分に3回までと1回までということでやっております。有償サービスとは別の考えだと思っておりますので、今の現状をどうするかという考え方ということでよろしいですか。（「いいです」の声あり）

やっぱり年間としますと40人前後になりますが、それで十分ということで、大変助かるというお声も聞いておりますが、佐藤議員おっしゃいました、ちょっとおかしいのではないかということは聞いておりません。そのほかにも、御承知のとおり、高齢者世帯を巡回して、いろいろお話も聞いています。その中でも、そういう話は聞いておりません。ですから、今の状況というか、制度でいきたいということで考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 担当課長は聞いておりませんと言っているのですが、私は聞いております。なので、それは聞いたかどうかは別として、理想は私の言ったような形で委託契約にして、村が担当業者をとということで、料金についても所得に応じてというものがいいんでしょうけれども、なかなかそこまでいかない場合に、住民税課税か非課税かということで分けるわけですが、あくまでも補助金なので当然、領収書等々を準備して、それで、これだけ使いましたと証明するということが当然お金をもらう場合に必要わけなんです、逆から言いますと、住民税非課税世帯、所得ですので、本当のお金の資金繰りというものはそれぞれあるかと思えます。しかし、住民税非課税世帯の方だと、なかなか1回立てかえることも大変なのではないかなと思うんですね。一旦立てかえて、補助の場合は当然、1回全額払って、領収書もらって、後から補填される。これも大事な制度としていいわけですが、冬、本当に雪が多くなると10万、20万かかるという声も聞いています。それを、後からお金が還付される、補助されるなりしても、1回目、最初、自分でそのお金を何とか用意しなくてはいけないと。そういうこともあるので。非課税世帯などは、とりわけそういった課題があるので。

補助制度をとっている以上そうせざるを得ないんでしょうけれども、その辺をどう考えるのか。冬場のお金の資金繰りですね。最終的にお金が一部補填されたとしても、その間のお金のやりくりも困った状況になっている方はいますので。その点、村長はどのように考えられるでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは補助金の制度に伴う、当然、領収書を持参することによって、その補助金が受けられるという決まりでございますので、致し方のないことかなと思えます。ただ例外的に、農業関係、あるいは、いろんな受け入れ的なもので災害を受けた場合、一時立てかえという形の中で、金融機関を通して、そういうふうな配慮をさせていただいていることもあります。その場合とまた違うのかなと思っていますので。その辺の詰めを、これからどんなふうにしたらいいのかということで、もし具体的な方法があれば、逆に私のほうから議員にお伺いしたいなと思っています。

今、私の頭の中にそういった、何十万ということは恐らくないと思うんです、そんなことはですね。9,000円の何回というふうな形の中での補助金でございますので。ですから、やはり前もって正規の形でやっていただければと私は考えてございます。

担当課として、そういったことに対して何かいい考えといたしましょうか、対策があるのか、

国分課長、ちょっと答えてみてください。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） さまざま補助事業ということで、補助の制度等あります。その中で、各要項をこしらえて、おのおのの事業をやっているわけです。そこを見ますと、他の補助事業の関係もありますので、その辺はなかなか調整していかなければ難しいところかなという事は考えています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） では、ことしも、だから、そういった問題が生じるので、先ほど一番最初に提案したような形で、有償除雪利用ということで、利用料にすれば安い金額で最初からそれだけのお金を用意すればいいということで、補助金ではなくて利用料という形が一つあるんですが、それは行政側の大変さもあると思いますので、その辺の矛盾といいますか、そういったことをどのように役場で考えるか、今後も検討していただきたいと存じます。

それと、ちょっと順序をまた、あちこち行ってなんですが、4つ目の国道と村道、実際は県が管理している県道だったりするわけなんですけれども、ここでいろいろとつけかえだとかも含めて、さまざま協議していますということを聞いて、なるほどなと思ひまして、ことしの3月も村長にいろいろと申し入れをしたこともあったんですが、随時というか、順次さまざま検討しながら、県と村の役割分担を図っているというふうに理解はしました。

それで、優先順位だとか、それぞれ担当の技術的な問題とかさまざまあるんでしょうけれども、個別具体的にちょっと例を出しますと、村長は御承知だと思うんですが、肘折温泉に入るところの上道と下道の関係ですね、ちょうど分かれるところがあるわけです。下道を通って旅館等々に行く場合があるわけですが、その下道は県道扱いになっています。それで、ここに、村長には前に写真も見せたんですが、一応写真もありますけれども、冬に雪が降ると、待避所があるんですが、待避所も雪でいっぱいになってしまうという状況があつて、そこを県の除雪車が朝4時ごろ除雪をしていくんですが、その後、ひかげのほうまで、ずっと国道を通じて、国道458号も大事な幹線道路ですので、そこを除雪すると、あと基本的に戻ってこない状況になるわけです。

一方で、村道のほうは、村道の除雪車が走っているわけですね。それで、県道を村道の除雪車が走っているんだけど、県道なものだから除雪ができないということで、むしろ踏み固めて、朝4時に入ったとしても、その午前中大雪ですと、物すごい雪が降るわけですが、その除雪をせずに、逆に踏み固めて、みずから掃く村道に向かっていくと。こういう不合理で

はないかということだとか、あと、いろんなお客さんや住民の不安や不満も出ているところなので、抽象的には今回質問しましたが、具体的に温泉の入り口の上道と下道の件については、まだ結論は出ていないのかもしれませんが、そのあたり県と話しているんでしょうか。その辺あれば教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から、具体的に肘折温泉に入るところの上道、下道、いわゆる上道は村道でございます。下が県道ということですね。そこを通る際の、いわゆる肘折の方が県の除雪をしているわけで、その道路も、それは場所も、雪の量も、大変さも承知なんですけれども、排土板であれば排土板、あるいはローターであればローターを上げて通らなくてはいけないということ。理不尽さも重々知っていながら、そうせざるを得ないというものは、やはりそこに住む決まりといたしまししょうか、管轄をしっかりとしなければ、もし万が一ですよ、事故とかそういうふうになった場合、その責任をとれなくなるというようなことで、きつく、恐らく運転士さんにはそういうことが通達されているんだと思います。そういうことで、できないということ。

では、そのできないことをできるように交換なり、いろんな方策を実際に県にお願いしているのかというふうなことでございますけれども、ここに私の手元に、かなり多くのそういった路線を書いて、実際にやっているものがございます。これについても詳細説明になろうかと思っておりますので、担当課長から、やっているのかというふうなことも含めて説明をいただきたいと思っております。課長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 今の佐藤議員のお話にありました、肘折地区の上道と下道の件でございますけれども、こちらについては、県とは正式な協定書などはとっておりません。ただ、そういった話が以前からありましたので、総合支所と相談しまして、村のほうの除雪をする際に、その当該路線を通過する場合は村での除雪をやりたいというふうな話は県に伝えてあります。実際、去年の2月、3月ごろには、その旨を委託業者にお話ししまして、何回か村のほうでやっているというような経過はあるものと考えております。

そのほかに、今現在、県道と村道の路線を交換して除雪をやっている部分がありまして、1つは肘折地区の戸沢大蔵線、ちょうど川向かい、大谷地地区の入り口から鍵金野地区の入り口までの県道約530メートルほどありまして、これを、村のほうで村道の除雪のためにそこまで行くものですから、その区間を村で除雪をやっている状態で、その交換としまして柳瀬地区の村

道を県から除雪してもらっております。

ただ、今話をしましたとおり、せっかく村の除雪車が大谷地地区、鍵金野地区まで行くわけですので、肘折地区の川向橋からの県道全部を村で除雪をやって、その代替として、村道の肘折地区のいでゆ館前、村道ですけれども、県道の取りつけまでの区間の部分を県に除雪してもらえないかといったような協議を今年度行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） わかりました。一応確認ですが、まだ正式には協議はされていないけれども、そういう方向で今年度中に、まとまるかどうかは別として、協議を開始したいというのが村当局の考えということですね。（「はい」の声あり）

ちょっと順序が行ったり来たりで大変恐縮です。2番目の、固定資産税の減免ということで、空き地、これはなかなか地方財政も厳しい中で、減免というものもなかなか痛しかゆしの部分があるかと思うんですが、民間の土地を公のために、除雪のために、お互いさまだということもわかるわけですが、他方でなかなか場所によっては、民間の土地があっても、そこを利活用できないと。ずっと置くわけにはいかなくても、一時的な仮置き場として使いたいなと思っても、なかなか地権者の承諾が得づらい部分もところどころあると思うんです。

それで、その件数がそんなにないかもしれないということかもしれないし、いろいろと煩雑だということもあると思うんですが、一つのやり方として、ほかの自治体、弘前市などもそうなんです、山形県内でもそういった固定資産税の減免によって空地や空き地の有効活用という、有効という意味が、いろんな考え方はあると思いますが、冬場の雪のために使用するということは一つのアイデアとしてあってもいいのかなと思います。

そのような、やれるかどうかということとはよく検討してもらいたいわけですが、それで、そうすると宅地だけではなくて、農地なども全部そうになってしまうのではないかという懸念も、先ほど村長から示されていましたが、もちろんこれも話し合いということで、不平等や不公平感が出るかもしれませんが、できれば宅地なり、宅地に準じる部分ということで限定をして、それはいろんな方の意見を聞いてでしょうけれども、全て農地だとか、そういうふだん冬場は使わないところまでを含めて、減税というものは難しいでしょうが、ある程度理解もできるところで、こういうことを実験してみるというか、試しになかなか、やってしまうと、ちょっといろいろあるのかもしれませんが、考え方の一つとして、そういうことを検討してみたらどうかと思うんですが、まあ、やりませんということなんです、その点もう一度答弁をお願い

いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初の答弁で、やりませんというふうなことを、やりませんというよりも、難しいのではないのかというふうな答え方をさせていただきます。そういったことから、できないという言葉をつけ加えたわけでありませけれども。

ただ、宅地あるいは宅地に準ずるところだけというふうなことにもなりますと、弘前市と、やっぱり大蔵村のことを考えた場合、雪の量的なものもまた格段に違ってございます。そうすると、議員、御承知のように、今おっしゃったように、少ないかもしれませんというふうなことはないかと思えます。今、厚意で、善意でそれを置かせていただいている。じゃあ私のところも、私のところもというふうになったときに、これはあくまでも想像というか、心配されることでもありますので申し上げておりますけれども、そんなふうになったら大蔵村の除雪は立ち行かなくなるのではないかなというふうに心配がございます。

ただ、雪国に住む以上、雪に関しては、ある程度消えるものですので、寛容な心を持って、やはり地域住民、あたり、隣の方々が仲良くしなくてはいけないというようなことをわかっていても、今、都会と同様に住宅が込み合ってきているところについては、非常にトラブルも多くなってきてございます。そういうことで、この件はなかなか、私は難しいのかなと思っています。

ただ、何もかにも難しいというふうな想像のもとに、全て排除あるいは採用しないということではなくて、当然これも、高山課長が、今は地域整備課が担当ということでございますので、当然考えていることであろうかと思えます。それも、今、議員から御指摘いただいたことも含めて、検討のことになるのではないかなと思っています。

ただ、私の答弁的には、難しいのでというふうなことで、やらないというふうな形での答弁をさせていただきました。これはちょっと難しいと思います、正直に言って。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） できるかどうかということはあるんですが、ちょっと一つの考えというか、そういったことも検討のテーブルの上に上げてみることも一つの考えかなと思いました。

時間の関係で、3番、4番を先に質問して、1番、2番が逆になってしまったんですが、まだちょっと時間があるようなんですけれども、1番目にちょっと戻るような形で恐縮なんですけど、これもある程度あちこちの地域を指定して、モデル地区みたいな形をつくってということなんですけど、もちろん村道等々に認定をして、除雪はしっかりやっているということなんです

が、なかなか間に合わなくて、地区でやらざるを得ないような部分があるわけですが、今、地区で除雪機を買うときに村が補助をするという制度があることは知っていますが、維持管理も含めて、あと燃料代等々もやはり大きな負担になっていて、もちろん私的な私有地をやるのに村の税金を使うものはどうかというふうに思うところがあるんですが、実際は公道も含めて除雪することになる場合もあるんですね。

例えば、旅館なども私的な自分の駐車場を除雪したとしても、これはついでだろうということもあるんでしょうけれども、公の道路も通って、そこだけよけて除雪しないわけにいかないもので、結果的には公道の除雪にも、別に村は頼んだわけではないといいながらも、除雪等々に一応燃料代も使っている場合があると。

そういった部分をどう把握するか、どう公平にするかという課題はあると思いますが、そういったところで幾らかの燃料代補助だとか、そういったものが、普通の平場だったり、町場だったら、こういう質問というものは、不公平だということで質問しないんですが、大蔵村の、この特殊な豪雪地帯ということと、高齢化という中において、普通の自治体ではできないようなことであっても、何か策がないかという中で、あえて提案しているんですが、村長の考えをもう一度聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1点目の答弁でも答えてございます。これも検討しないということではございません。むしろ、私はこの辺のところをしっかりと検討して、議員がおっしゃったように、大蔵村だからこそやらなくてはいけないことが出てくるのではないかなと思っています。

例えば、いつもお話を申し上げますけれども、雪はもちろんですが、農業関係の中でも今、個人の財産にいろんな形で、国を初め県、そして村もいろんな形で補助をするようになってまいりました。それが当たり前の世の中になってきております。

やはり、この雪も避けて通ることができない、大蔵村に住む以上は。大蔵村はやっぱり雪が多いんですけども、こんな形で配慮したいただけるよねとか、いろんな、そういうことがあって、私は逆に住みやすくなれる、そういったものを、1人ではなくて協働の力で、地域の力でそれを解決する。そういう方策を、ぜひ地元の方々に頑張ってもらいたい。当然、村も入りますけれども、そういう形で、それを解消していければと思ってございます。

そういうことでございますので、今の点については、不公平感とかそういったことだけでなく、しっかりと、やっぱり検討というよりも、できるような形の中で進めていければなど。私、今、個人ではないですけども、村長という立場としても、そう思っているところです。この

ことについては、やはり担当課としては大変だろうかと思えますけれども、担当課ということだけでなく、大蔵村役場としてしっかりとした知恵とアイデアを出しながら対応していくべきだと思っております。

よその市町村を見ても、結構そういうことがありますので、それを参考にしながら検討してまいります。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 単なる検討ではなくて、できるだけそういう形でという、本当に前向きの検討という言葉だったので、ぜひお互いに知恵を出し合って、雪国の風雪と、時節も含めて頑張っていきたいと思えます。できることとできないことが多少明らかになってきましたので、それも含めて今後いろいろ要望活動をやっていくと思えますが、今後とも努力していきたいと思えます。

一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

2番八鍬信一君。

〔2番 八鍬信一君 登壇〕

○2番（八鍬信一君） 私は、村民の歌制定について、村長に質問します。

現在、全国的に市町村民歌が制定され、機会あるごとに歌われております。

山形県においても35市町村のうち、11市16町村が市町村民歌または市町村民の歌として制定しています。制定していないところは県内で7市町村、そのうち新庄、最上では大蔵村と戸沢村の2村だけです。歌がないからどうこうというわけではありませんが、あれば村のイメージアップにつながることは確実であると思えます。

本村も今回村政130周年を記念し、ぜひ村民の歌を制定するべきと考えます。いろんな事業、そして場面で披露し大蔵村をアピールするとともに、村民の意気高揚につなげ、大蔵村のますますの活性化に寄与できるものと思えます。村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「大蔵村村民の歌制定」という八鍬議員の質問にお答えいたします。

議員、御承知のとおり、山形県内においては大部分の市町村が市町村民歌を制定しているようです。山形市や鶴岡市、酒田市の制定が古く、そのほかの市町村は1950年代に制定のラッシュが相次いだ後、1990年代から2000年代にかけて、村山地方や置賜地方で散発的に制定されているようです。市町村制の記念年を契機として制定されたものが多く、著名な方々に作詞、作曲を依頼したもの、また一般公募した歌詞も見受けられます。

市町村民歌の目的については、議員の御意見のとおり、ふるさとを見直し、全国にアピールし、住民の意識の高揚を図ることであると考えます。

しかし、町村によっては、制定しているにもかかわらず市町村民歌を生かし切れていない町村があることも事実のようでもあります。

大蔵村は今年度、村制施行130周年ということから、記念と考えれば制定する、いい機会であると考えます。しかしながら、未来永劫まで歌われるであろう村民歌については、多くの村民の方々から親しみを持っていただくことが必要と考えます。

そのためには、たくさんの御意見を頂戴しながら、村民の総意のもとに制定することが最も重要なことだと考えます。

村民歌の制定に向け、一般公募によるのか、著名な方に御依頼するのか、またどのような機会に歌うのかなど、たくさんの御意見を出していただき、検討していきたいと考えます。村民の方々に親しまれ、愛される村民歌をつくるためにも、今年度に固執することなく、検討の場を設け、より多くの方々の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えますので、御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 参考までに話しますけれども、大蔵村民の歌として紹介したい楽曲があります。あくまで私の個人的な見解ですので、御了解ください。この歌というものは、平成2年6月から平成3年3月まで大蔵村の銅山川砂防主張所所長として勤務されました大隅所長の作詞、作曲の「大蔵村賛歌」という楽曲があります。詞の内容としては、大蔵村の歴史、文化、景観をよく観察し、盛り込んでいる歌で、曲のほうも軽快なリズムとゆったりとしたテンポで、誰もが歌いやすい歌であると感じました。ただ、メロディーは残念ながら議場では流せないのも、皆さん聞いた方もあるかと思いますが、何かの機会に聞いていただければと思います。歌のタイトルは、「飛びたて月の山へ」という歌詞です。

私がこの歌に出会ったのは、平成29年、去年、おととしの10月7日に肘折で開催された森の感謝祭での大蔵村合唱団「コールささりんどう」さんが歌った、大隅さんの「飛びたて月の山へ」でした。現場に行かれた方は多分わかると思いますけれども、希望大橋の前のステージで歌っていきまして、周囲の景観にマッチした、いい曲だなと思ったところです。

この話を出すにしても、本人の許可がないことには話できないなと思いきまして、8月半ば、現在、鶴岡に住んでいます大隅ヨシタカさんに会ってきたんですが、元気で今も音楽活動を奥さんと2人でやっているんですね。大蔵村とはちょっと薄れたような感じもしましたが、本人いわく、ぜひ大蔵村にこの歌を残していただければうれしいなという話でした。

楽曲の内容については、歌詞なんですけれども、大蔵村になじまない部分もあるかもしれませんが、もし採用するとなったときには、いかように変更、そして編曲も構いませんということでした。お二人とも、とてもこの歌を残すことに幸せを感じたという話でしたが、これが決まった話ではないので、私も、この歌が採用になるかどうかはわかりませんよという話をしながら、ちょっと話をしてきましたけれどもね、大蔵村をなつかしく思ってくれました。

実際、村長も、この歌、今までに聞いていますよね。このような曲があるということについて、村長の率直な意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 村民歌の作成に当たって、まずは、あくまでも私見といいながら、八鍬議員はみずから、この作詞、作曲した方にお会いしていただき、そして了解をとったということ。そして、いかように編曲、変更しようというふうな許可をいただいたと。まず、その行為に対して感謝を申し上げたいと思います。

私は、最初の1回目の答弁で申し上げましたとおり、大変すばらしい御提案だと思っております。ただ、その制定に当たっては、たくさんの村民の皆様方から御意見を伺い、そして村民の総意のもとに制定するものが筋であろうと思っております。

そういったことから、やはり方法についても、一般公募、あるいは著名な方をお願いするかというふうな、多種多様な制定の仕方があろうかと思っておりますけれども、その辺をしっかりと検討しながら、ぜひ制定に向けて段取りをしていきたいなとは思っております。以上です。

済みません。それから、この内容については、私もその歌そのものも聞いていますし、その当時こういった形で、私も村長室にこれを張っておりました。というのは、八鍬議員おっしゃったとおり、平成29年だったんですけれども、県の森の感謝祭を最上地区の中で回り順番にやっているわけなんですけれども、当時29年は大蔵村の当番ということで、その事業をさせていただ

きました。そのときに、この議場にもいらっしゃいますけれども、「コールささりんどう」の代表であります早坂議員から紹介もいただき、そして歌っていただきました。非常に皆さんの心に残った一つですね、やはりいろんな事業をやる際には、慣例的なものもあると思うんですけれども、その町村の特色を出した何かしらをしっかりとアピールする必要があると思います。そういった中で、その当時としては大蔵村をしっかりとアピールしていただいたということ、今さらながら感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ということで、以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 制作するに当たっての基本的な考えは、やっぱり村民全員に周知し、公募というものが手段だと思えます。これはそのとおりだと思います。その中で、今はどういふふうなスタイルでこれをやっているのかなと、いろいろのところを、聞いたところもあります。やっぱり公募、そして先ほど村長が言われたような著名な作詞・作曲家にお願いするという今、方法が主な形でした。

ただ、私が言いたいことは、この歌がいいからどうのこうのと、この場でどうのこうのということではありません。ただ、議場のここにおられる皆さんには、こういう歌があるんだよということをちょっと紹介したいなというところでした。

具体的には、どのようなプロセスで村民の歌を作成するのかという、今時点で考えられる状況をちょっと、村長もしくは課長から話していただければと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これも第1問目で答弁したとおり、ことし大蔵村は村制施行130周年を迎えてございます。今、山形県には35の市町村がございますけれども、単独で130周年を迎えたところ。いわゆる合併、行政合併をしないで単独で130周年を迎えたところは唯一、大蔵村だけでございます。

ただ、ことしは山形市、米沢市でも市制130周年を迎えてございます。ただ、言ったように、広域合併をやっているというようなこと。大蔵村は明治22年以降、一度も合併もしていない、村名も変わらない、行政区域も変わらないというふうな、非常に誇れるものだというふうに、私はいつも村民の皆様方の前でお話をしているところであります。

そういうことも踏まえて、今、総合計画策定ということで当然、委員会を、組織を設けてやっているわけですので、その中でというふうなこともあろうかと思えます。いや、それは違ふよと、やはりこれは単独でしっかり議論をしなくちゃいけない、あるいは運んでいかなければ

ならないということであれば、やはり単独にそういった機会、組織を設けながら、しっかり作成に向けて頑張っていかなければならないのかなと思っています。

ただ、議員がおっしゃったとおり、山形県の中でも27町村でしたか、つくっているというようなこと、まして最上郡の中では2村だけだと、つくっていないのはですね。そういうことになった場合、ぜひ大蔵村をPRしていく上で必要だということで、あえてそういったこともしっかりと実施をしていかなければならないと思っていますので。私は、政治の答弁用ではなくて、これについてしっかり作成に向けて検討をします。その気持ちでございますので、改めてその決意のほどを申し上げたところであります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 村長に、担当課長のお話は聞かせもらうことは。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、担当課長のほうというようなことを八鍬議員からありましたけれども、それは本来、私から指名するべきで、私から担当課長というふうなことで、総務課長だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今、八鍬議員から、プロセスという点での御指名だと思います。今、村長が答弁いたしましたとおり、検討委員会において、どういう方法で市町村民歌をつくったらいいか。また、どういうときにその歌を使用するかなど、やっぱり検討しないと、つくって歌う機会がないという何か市町村も見受けられるものですから、その辺も十分検討をして、いざつくるとなれば当然、今、議会が始まる前に皆さんで読んでいただいた村民憲章と同じような格好で、告示行為をもって制定となると思います。

私もちょっと調べてみましたら、制定しなくて、例えばイメージソング、PRソングというふうな格好で、その町、村の歌ということでやっている市町村もあるようです。その場合は、例えばPR動画の中で歌うとか、何かイベントのときに歌うとか、そういった使い方をしていく市町村もあるようですので、その辺も検討材料になるのかなと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 一概につくるといっても、いろんな方法、今、課長が言われたように、模索しなければいけないかなと思います。

ただ私的には、この130周年、この機会にぜひこういうものを、みんなで歌える歌があればいいのかなと思ったところです。早期実現に向け期待して、質問を終わります。答弁は何かあ

ればですけれども、なければいいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八鍬議員としての要望はわかりますけれども、今、私どもが申し上げたとおり、拙速につくって、後から、こんなものではというふうなことでは困りますので、当然130周年を記念してつくられたということであれば、私はいいのかなど。その式典の中で歌えなくても、当然そんな考えでいます。ですから、時期には余りこだわらないで。ただ、130周年を記念して、この村民歌をつくるようになったというふうな、その足跡をしっかりと残していきたいなと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 私は、鳥獣被害の対策について、村長に伺います。

かつて村内においても、鳥獣被害、サギの事案が発生し、営巣地と見られる立木の伐採を実施した経緯があります。その後も、村内至るところでサギの飛来や田んぼにおり立つさまを見受けませんが、大集団化は進んでいないように思われます。しかし、実態はどうなっておるのか危惧されるところであります。

それに加え、ここ数年前より、気候の変動によるものか、生態系の変化によるものか、猿の集団やイノシシ、ニホンジカ、そして熊等が頻繁に人目につくようになり、特に猿やイノシシによる農作物の被害が徐々に拡大しております。収穫前の農作物の被害は農家にとって大きな痛手であり、その対策におのおのが大変苦慮しております。

今後ますます拡大するおそれが十分に予想されますので、今のうち被害の実態を的確に調査し、早い段階で被害の拡大を抑える手だてを講ずるべきであります。初めての対策となると思いますが、官民一緒になり知恵を出し合い、効果のある対策を望みたいと思います。

村長は、この点についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「鳥獣被害の対策について」という長南議員の質問にお答えいたします。

近年、全国的に有害鳥獣による農作物被害が中山間地域を中心に広域化、深刻化しており、本村においても熊やニホンザル、イノシシ等の出没がふえ、農作物被害も確認されております。平成30年度において村が確認できた有害鳥獣の出没が23件、うち農作物被害は7件、今年度においては7月末時点で出没18件、うち農作物被害は5件となっております。農作物被害の大部

分は、猿により自家用野菜類を荒らされたもので、肘折地区、沼の台地区では昨年から頻繁に発生しており、この猿に対する被害防止対策が課題となっております。

村ではこうした状況を踏まえ、平成29年4月に、鳥獣被害防止特措法に基づき「大蔵村鳥獣被害防止計画」を策定し、これを実践するために「大蔵村鳥獣被害実施隊」を設置いたしました。この実施隊は、村猟友会と村の担当職員で組織され、有害鳥獣捕獲の実施や被害防止のためのパトロール等、鳥獣被害対策の中心となって活動をしていただいております。有害鳥獣が住宅地近辺に出没し人身被害が危惧される場合や、同じ土地に頻繁に出没し農作物被害が予測されるような場合には、県や村の許可を受け、銃や箱わなを用いた有害鳥獣捕獲を随時実施するものであります。

捕獲は、猿や熊等を対象に、平成30年度に3回、今年度は既に4回実施し、沼の台地区において熊1頭を捕獲しております。有害鳥獣の目撃情報が役場に寄せられたときは、必ず担当職員が現場確認を行い、必要に応じて注意看板の設置や防災無線による広報も実施をしております。今後は、被害状況を的確に把握し、国の鳥獣被害防止対策総合交付金の活用や電気柵導入経費に対する補助制度の創設について検討してまいります。

現在、中山間地域で鳥獣被害が深刻化している背景には、気候の変動やえさとなる植物の生育状況の変化だけでなく、集落の過疎化や高齢化による人間活動の低下、えさ場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等が影響していると言われており、人口減少に伴う地域活力の衰退、高齢化の進行による離農の拡大等の問題とも深く関係しており、このような社会的な側面も踏まえつつ防止対策を講じていく必要があると考えます。

最後に、被害を防止するためには、追い払いや侵入防止柵設置等の被害防除、捕獲活動、そして人と鳥獣の生息区域を分けるための刈り払いの実施や緩衝帯の整備等による環境管理を地域全体で総合的に取り組むことが重要とされています。長南議員が御提言されているように、地域の皆様方の御協力をいただきながら、官民一体となった対策を推進してまいりますので、議員の皆様方の御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 答弁をいただきまして、村も十分に現状を認識されておられるということで、また被害対策に意を配していただいているという答弁でありましたので、多少安堵することができました。

しかし、この被害に遭っておられる方々といろいろお話をしてみますと、もう諦めの心情があらさまに見える感じがいたします。または一方で、高額の電気柵を購入して設置をすると

いう方もおられます。いろいろな対策方法があると思いますが、また被害動物による、例えば熊、あるいはイノシシ等、いろいろ、猿も含めて形態が違うわけで、それぞれ対応が違うというような形だと思います。

そういう中で、どのような対策が有効なのかとなると、いろいろ心配されるところでありますが、そういった先進地の情報等をうまく、そういった対策を講じて成果を上げておられるというようなところがあると思いますので、そういうところの調査等も含めて、村と地域の方々が一緒になった対応というものも当然必要かと思えます。

そして、今この答弁の中でありました、昨年度と今年度の有害鳥獣の出没の件数ですけれども、昨年より若干、今年度は7月時点で18件ということですが、昨年よりも少ない件数かなと思えますが、実態は、発見してもなかなか通報していただけない場合が多いのかなと。そう思っております。

なぜかといいますと、なかなか、即通報しても、担当職員が現地に来られるまで立ち会わなければならないとか、いろんな、言ってみれば仕事をしながらのことでありますので、厄介な面もある。特別その場で危害があったということでもないのに、そのまま見過ごして報告しないという事例が、いろいろ地元で話を聞きますと、何件もあるように思っております。ですから、この調査をされた件数とは全く違う、もっと多い件数が地元では遭遇しているのかなと。そういう思いをして、感じておるところであります。

幸いにも人身的な事故がありませんので、見過ごしても、さほど大きなことではないかと思えますけれども、その報告事項によって、いろいろ対策も変わってくるというようなことでもありますので、ぜひ地元の方には、そういう鳥獣に遭遇した場合は、大変ですけれども村に連絡をしていただきたいという声はつけていくつもりであります。

ごく最近、この答弁にもありましたが、滝ノ沢地区で熊による被害が発生したということは防災無線で周知されました。多分その熊なのか、何とも言えませんけれども、何日か前ですか、おりを設置して、幸いにそのおりに入ったということで捕獲して、その後、射殺したのか、処理をしたというようなことの話聞いて、一応、本当に安堵したところでもあります。

そういった場合ですけれども、おりの設置につきましても、この答弁にありました大蔵村鳥獣被害実施隊を設置して、事の対策に当たっているというようなことでもありますけれども、猟銃を所持している方に伺うことができたが、なかなか年齢的にも高齢化になって、さらにその人数も少なくなっていること、いろいろな面で対応することも難しい状況にあるというような話も聞いております。

県でも、猟銃所持者が少なくなってきた、こういった対策がなかなか思うようにいかないというようなことから、ある程度の所持者に対する経費の負担も県でしているはずですが、その結果、若干の人数が、猟銃所持者が多くなったというような記事も新聞で伺っておりますので、多分、実態がそうだと思います。

猟銃を所持するにしても、毎年、射撃場に行って練習をして、何かしら所持する許可を得るための手段というか、そういうものも課せられているというようなことで、そういう面でも、なかなか猟銃を所持しても、一冬でウサギ1羽ぐらいしかつかまえられることもあったというような話も聞いて、なかなか高額な所持するための必要経費が大きいものだなと思います。

でも、そういう方がいないと、おりに入った熊すら処理できないような事態もあり得るのかなど。そういう思いもしますので、これはぜひ県と一緒に、村でも猟銃所持者が少なくなった対策についても、何かしら応援していただくようなことができないのかなど。そんな思いをしております。

また、比較的中型のイノシシや猿の対策も難しく、動物との本当の知恵比べのような気がします。いずれにしても、先進的にいろいろ、大蔵村以外でもそういった効果的な取り組みをしておられる自治体もあろうかと思しますので、その辺の調査を、情報をしっかり共有した形で、村の被害の拡大防止に努めていただきたいと思います。

何分にも、村でも電気柵の購入経費に対する補助金の検討もしていくというような、答弁にありましたけれども、ぜひこれは緊急を要する事案だと思いますので、検討を早くされまして、具体的な実施を考えていただきたいと思います。

まず、この点について、緊急性、そしてその導入時期をどの辺に考えておられるのかについて、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員からは、お住まいが四ヶ村の豊牧というところで、そういった鳥獣被害を多く受けているということの中で、地域住民とのかかわりの中で、いろんな御要望をいただいているということで、何点かについてお話をいただき、そして質問をいただきました。

まず、先進地の情報、いわゆる被害が非常に多いところのほう、そういった対策についてしっかり学び、そして、それを村に活用できないかというふうなことだろうと思ってございます。そして、それを住民に周知して、できるだけ被害が少なくなるような対応をお願いしたいということ。これについても、うちの担当課としてしっかりやっているところがありますので、後

ほど担当課長から答弁させます。

それから、猟銃の所有者、いわゆる、もちろん村の猟友会に入って登録をされているということ、その中で行動をともにいただいている、いわゆる被害防止のために活動していただける、そういうふうな方にだと思えますけれども、いろんな猟銃を保持するための経費について補助ができないのかということ。それから、これについては私の知っている範囲内でも、やったことがございます。そういうことで、引き続きやってみるのかも含めて、担当課長に答弁させたいと思います。

それから、電気柵に対する補助を早く、早急にやってほしいということで、検討というふうな生ぬるいものではなく、即それを地域に持ち帰って、いつからできるようになるというふうなことを言いたいということだと思えますけれども、そういうふうな緊急性を持って答弁してほしいということでありました。このことについて、担当課長からお願いします。

電気柵については、当然、来年度からになるかと思えますけれども、そういうことも含めてお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず、第1点目に関してですけれども、現在、猟友会の中で狩猟の許可を持っている人が12名おります。その中で猟銃許可を持っている人が11名、箱わなの免許を取得している者が2名でございます。いずれにしても、現在実施して効果を上げているものが、箱わなによる駆除です。その箱わなを使える人が今2名ということです。

実際、箱わなも5基ないし6基ぐらいの所持、保有がありません。ということで、現在は猟友会の総会時に、猟友会の方々をお願いして、近隣の方々に狩猟の資格を取っていただくような話し合いを現在はその場でしております。

その狩猟免許を取得したメリットということになるかと思いますが、狩猟税は非課税になります。先ほど言いましたように、鳥獣被害対策実施隊を設置したことによりまして、狩猟税の非課税、それから村が出した有害駆除を実施するに当たって、けがをした場合は公務災害が適用になるということでございます。

また、一定の要件を満たす隊員には、狩猟所持許可の更新時における、先ほど申し上げました技能講習が免除になるというようなことで、大分そのメリットというか、優遇措置が、昔から見るとかなり大きくなっているのかなと感じております。

それから、電気柵の件でございますが、電気柵に関しましては、村で鳥獣被害対策実施隊も含めて、被害防止計画を既に作成しておりますので、国の特別交付税に算入される鳥獣被害防

止総合対策交付金ももらえるという状況にあらうかと思えます。ただ、これはただ単に村個人というふうなことでなくて、地域と一体となった取り組みに関して、その団体もしくは地域協議会に交付されるというふうな、トータル的な交付金になります。

今後は、地域の住民の方々と、猟友会と、実施隊と協議をして、より対応策を考えてまいりたいと思えます。

それから、情報の共有という点でありますけれども、大蔵村は「美しい村」、それから全国棚田協議会に加盟しております。私も、そういう会議に何度か出席をさせていただいて、どの「美しい村」の会員も、全国棚田協議会の会員も、この有害鳥獣に関しては非常に頭を悩ませているという実態があります。いろんな交流会の中で、この対策に対して意見交換をさせていただいております。かなり先進的な取り組みをやっている市町村もありますので、会員加盟町村もありますので、ぜひそちらと協議をして、教えていただきながら、情報を得て、対応していきたいと思えます。

いろんな情報を確認すると、長南議員おっしゃるように、諦めている住民がいるというふうなことでありますが、一番の効果は、諦めないことだというふうに、これが一番の大きな対応策だと言われておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 大変心強い、今、答弁をいただいたと思えます。電気柵につきましても、なるべく早い段階で導入できる、しかも地域全体で取り組むという姿勢に対しても、同意によっては妥当だと思えますので、1人2人やっても、そんなに効果のあるものではない。地域全体でやっぱり取り組む必要はあると思えます。そういう面で、そういう方向で進めたいと思えます。

また、もう一点ですけれども、これは今までは、今は熊を重点的に話をしたんですけれども、最近イノシシが、あとは猿の被害が頻繁に、この答弁にもあるんですけれども、今までにない形での動物の襲来かなと、そんなふうに思っております。イノシシは、私どものほうまで来ているのか、被害の実態は今のところ何とも言えないんですけれども、猿は頻繁に出没します。ネギとかカボチャ、野菜をつくっている、ありとあらゆるものに、少しでも引き抜いて持ち去るというような形の被害も出ておりますし、本当に困った事態だなと思っております。猿の場合は、ほかの動物と違って、銃を向けて撃つというふうなことは、恐らくどのかたもできないのかなというふうな。

ですから、来たものについては何らかの手段で追い払って、二度と来ないようにするとか、

そういういい方法があればなんですけれども、本当に、今、課長が言われたように、諦めてはできないということで、諦めは動物に負けるような形になると思いますので、そこは粘り強く対応していかなければというような思いをしております。

また、地域全体でもそうですけれども、その前に、これも先月でしたか、北海道の札幌で、市内にヒグマが1頭出没して、住民を恐怖のどん底に追いやるみたいな、そういうニュースも流れました。まさに考えられない、狂暴なヒグマが市内を歩くなんていうことは、本当に誰しも考えていないことだったと思います。最終的には、猟友会の方で射殺をして、事なきを得たということだったようですけれども、特に大蔵村にとっても、山間部だけそういった被害があるということではなくて、平野部でも熊とか猿、イノシシだって恐らく平場のほうにもおきる時期が来るのかなと、そんなふうに思いますので。山間部の問題だけでなく、村全体の危機感を持った形での対応が必要かと思えます。

そういう面で、特に猿の場合、私も部落の中で、近くで、集団で遊んでいるような感じでしたけれども40匹以上はおったように思います。大人の猿から、小さいかわいい猿も。かわいいなんて言っているのか、そういう感じの1つの集団で、果たしてこれが一斉に農作物に手を出すようなことになれば、大変な事態が考えられると思いをしたところでした。

隣の戸沢村の話を書きますと、爆竹だろうと思うんですけれども、大変、音のする、猿がびっくりするような音を出す仕掛けをして追い払ったという話も聞いておりますので、それが、こちらの大蔵村に回ってきたのかなんていうような、そういう感じもするんですけれども。

しかし、地区全体でそういう対策を講じていかないと、ますます集団化、大集団化になるおそれがあると思います。特に、イノシシの場合なんかは繁殖率が物すごく高くて、1年のうちに2回子供を産む習性があるというような話も聞いておりますので、それも1頭や2頭産むだけでなく、もっと多く一遍に出産するというようなことでしたので。本当に放っておけば、すぐに被害が拡大する懸念もあるというようなことだと思いますので。これに対する電気柵が有効なのかどうかは何とも言えないんですけれども、それも含めて、ひとつ大がかりに対策を講じるという形で、姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

その点についても、ひとつ村長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員が言われるように、やっぱり鳥獣被害については、山間部から中山間、平たん部と、村域全域がその危険性がいつでもあるということを知っていただき、先ほど課長からも答弁があったように、電気柵については来年度から何とか適用になるようにし

たいということ。農作物の被害で終わっているうちはいいんですけども、いいというわけではないんですが、まだ何とか対応ができるんですけども、これが人的被害に及ぶようなことでは大変なわけでありまして。そういったことのないように、今までのいろんな対策も含めて強化をしてまいりたいと思っています。

ちなみに、議員も御存じかと思えますけれども、こういった鳥獣被害、あるいは、けものを発見した場合には、いつでも電話いただいて、そして土曜、日曜、あるいは夜であっても、しっかりと職員が出向いて、その状況を確認していると私は聞いてございますので、その辺についても、私がいつでも申し上げていきますけれども、小さい村だからこそ対応が早くできるというふうな、その利点を生かしていきたいと思っています。

そういうことで、何においてもしっかりとした対応がとれるように、鋭意、執行部、役場職員、頑張ってもらいますので、役場職員にだけというようなことではなくて、議員が言われたとおり、地元と一体となって、その対応ができるような形で、ぜひお願いを申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 本当に心強い答弁をいただいたと思っております。電気柵も来年度からやることを、ぜひ実施できるようにお願いしたいと思います。

また、最後、1つお願いなんですけれども、今の実態というか、調査された内容と、これからの取り組みについて、できれば村民に周知できるような方法をとっていただいて、村全体が安心して生活できる村の取り組みがあるんだということを表明していただければ、安心して生活できるのかなど。そういう思いもしておりますので、ぜひ早い段階で、今の取り組み、それから今後の方針等も含めて、チラシ等でひとつ村民に周知をお願いしたいと思います。これについて、答弁をいただければお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これも、先ほど長南議員から言われたわけでありましてけれども、実際、鳥獣被害があったというふうなことであっても、その後の処理、いわゆる事務手続なり、いろんなことが面倒くさいというふうな思いの中で、なかなか届け出をしていただけないということもあるということ。ですから、実際、鳥獣被害もそうですけれども、そういった危険なけものが発見された、その実際のもの、それから届け出があったものには非常に乖離があるという御指摘をいただきました。やはり、このことがありますと、対応についても後手後手になる、あるいは、なかなか、いろんな申請をしても、件数でもって採択をされない場合もあるという

ことになろうかと思えます。

そういうことの中で、やはり住民の皆様方におかれましては、しっかりと、そういうふうな報告があって、十分な対策がとれるようになるということをしっかり伝えて、そして、それに御協力いただけるような、そういった対策といいたしめようか、周知の方法をとってまいりたいと思っています。

いろんな御指摘をいただきましたこと、感謝を申し上げます。以上であります。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

4番矢口 智君。

〔4番 矢口 智君 登壇〕

○4番（矢口 智君） 初めに、今回の質問に関しては、現在の運営体制について、保育所関係者とか、保護者とか、そういう方々の御意見や要望等を一切聞いておりません。あくまでも私として、保育所の体制、中・長期的に見てどうなんだろうかと。今のままでいいんだろうかというシンプルな考えに基づくので、よろしく願いいたします。

それから、通告書に「幼少連携」と書いておりますけれども、「小」の字を間違っております。訂正したいと思います。高齢による目の老化ということで勘弁してもらいたいと思います。

では、質問に入ります。

村は、子育て支援について、住宅提供から宅地分譲地の造成まで各種支援事業を展開しているが、子育て環境のさらなる充実のため支援策全般について考えたいと思いました。ことし2月につきましては、議会の政策提言の中に、「保育体制の全面的見直しと保育・教育の連携強化を」と明記しております。特に、保育の今の体制については、従来からの動きに加えて、近年の延長保育であったり、乳幼児の対象年齢の引き下げ等への対応は実に配慮の行き届いた運営と感じておりますし、具体的な手法に異論を挟むつもりはありません。

しかし、運営体制全般について、これで十分なのだろうかと感じております。幼小、「小」

が間違っていましたけれども、幼小連携の相手でもある小学校の運営体制との大きな違いを、ただ単に教育、保育の基本的な考えと割り切っているのだろうかと悩んでおります。天変地異、国の政策転換、保護者の多様化、幼児の特性でしたりと、心配事をあおるつもりはないんですけれども、少なくない不安を客観的に感じているところです。保育所の関係者や保護者ともに十分に満足できる運営体制なのだろうかと思っています。根本的に考えるときが来ているのではないかと。これは私の予感のようなものですが、そういったことを思います。

小さな村だからできるとよく言われますけれども、新しい教育の道があるのではないかということをおもっています。

今後の村づくりに関して、最も大切な子育て支援の保育体制、幼小連携について、村長の見解を聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「新しい保育の道を考えよう」という矢口議員の質問にお答えいたします。

初めに、去る2月に、村議会として初めて村への政策提言をいただいたことに感謝をいたしているところであります。

さて、議員からは、議会の政策提言の第1項目として、子育て支援に係る「保育所体制の全面的見直しと保育・教育の連携強化を」ということで、子育て環境のさらなる充実と支援策の再構築が必要ではないかという御意見をいただきました。

子育て支援事業については、村挙げての包括的に取り組んでいるところであり、村民の皆様方から御理解と御協力をいただかなければできないものと考えております。これは、本年6月定例会の折にも、長南議員からの質問にお答えとして、「子育てをする中で、地域の方々とのかわりは郷土愛を育み、人間性を醸成する大切なもの」とお話をさせていただいたところがあります。

保育の現状は御承知のとおり、乳児、いわゆる8カ月からゼロ歳児の受け入れを行っている状況から、園児個々に心身の発育程度が違うことから、生活状況などを踏まえ、細心の注意を図りながら発育度に合った保育に当たっているところであります。

さて、幼保小連携についてであります。保育所では遊びを通して「自主性」を育てながら、人やものとのかわり合いの中で、社会性として「思いやり」を育む保育を目指しております。しかし、幼年時の保育は、先にも申し上げましたが、発育状況が違いますので、個々の成長と

発育状況に応じて対応しております。

その1つに、年長児には小学入学に向けた取り組みとして、挨拶や基本的な生活習慣、ルールの気づきや意識づけ、共通の目的に向かって行動することの喜びや感動、話を聞いて、落ちついて行動する、机と椅子の正しい座り方、鉛筆の持ち方など、遊びを通じた指導は多岐にわたります。

その中で、子育てや発育の悩みに相談に乗り、支援を要する園児、家庭の気づきを次の支援につなげる取り組みや仕組みづくりを早期から行い、保護者の方々が安心して子育てできる環境に努めております。

この取り組みは、小学校と行っている保小連携会議や、小学1、2年生との交流学习、大学教授による巡回相談、教育支援会議、特別支援教育推進会議等、学校と保育所が連携を取りながら情報交換できる場を設け、入学以降も一貫した保小連携の体制をとっております。もちろん、教育と保育といった制度的な違いはあるものの、村としての姿勢は一貫して、次世代を担う村の宝である子供たちを守り育てていくことが村の使命と想っていることをごさいます。

終わりに、子育ての基本は家族であり、家庭であり、地域であると思います。今後とも児童福祉の向上に努めてまいり所存でありますので、地域におかれましても子供たちの健全育成に御協力をいただき、何よりも子供たちの安全・安心の確保にお力添えをいただきますようお願いいたします。

保育所のあり方につきましては、事あるごとに保護者の方々、議員の皆様方に御相談しながら検討してまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） ただいま答弁いただきましたけれども、幼保小連携についての村長の答弁につきましては、施策のさまざまな内容を丁寧に紹介しておりまして、これは住民周知の件で言うのではないかと感じております。

ただ私は、何度も言いますけれども、今の現状がどうかということではなくて、新しい保育の道、これからのというところでも、村長、改選になって、これからと、保育についてどう思うのだろうかということについて村長の見解を聞いたかったと。

しかし、そのことについては触れずに、現行の制度の紹介に終始していると。言いかえれば、現行がいいと。変えるつもりは全くないというふうな答弁だったと思います。

ということであれば、再質問をする意味もないのかなと思いつつ、1つだけ、村長にも、先

日、私の悩みだということで、紙1枚やったんですけれども、今がまずいとは決して言っていないんですが、なぜ思ったかというものは、小学校に視察に行っ、すぐに御飯を食べて保育所に行ったら、何でこんなに違うんだらうかというふうな、それがやっぱり、これは義務教育と任意の保育では違うんだらうと、頭の中では理解しているわけですが、それは施設が悪いのかなんて思ったんだけど、そうしたのではなくて、やはり長い年月をかけて構築してきた、導入してきたものに、そろそろその限界点というものが出てきているのではないらうかと。逆に言えば、よくよく、教育長いますけれども、何十年も前にPTAの役員をしたころに話を聞いたことは、千葉の何か町の中の学校が仕切るフェンスが何もないんだそうです。市民の方は自由に校舎の中を行き交っていると。そういう自由な雰囲気だったと。

あつという間に、いろんな事件がありまして、今はインターフォンを押さないと中に入れないくらい、もう学校がさま変わりしていると。何か事件があるたびにとは言いたくないんですけれども、そういう点では、義務教育というものは非常に精度が上がって、おもしろくないものもありますけれども、精度が上がっていくのではないかと。講演会も、お金を持っていくために一々、鍵あけてもらってがという、ありますよ、ありますけれども、これは仕方ないことだと。

しかし、保育所に限って言うと、非常にそこと全く違う世界ではないかということで、悩んでいるということになります。

今後、何かと、また、あおるようなことは言いませんけれども、やはり新しい考えで、任意に保育しますよというものから、村長もおっしゃるとおりの、村全体で子供を育てるんだという意味に立ち返れば、何らかの考えがこれから出てくるのかというふうに考えたところなんです。独自のというふうなことを考えてみたらどうでしょうかということになります。

例えば、1つ提案といいますか、考えていることは、保育所に自由に動ける、例えば人材が1人いたとして、ハード面、ソフト面構わず、そういうことをイメージしてみました。というのは、私たちが、例えば議員として、幼小連携が大事だよと声に出せば出すほど、これはやっぱり教育委員会でもいろいろ考えて、連携を強くしようとすれば、そういうふうに考えれば考えるほど、学校側の体制はもう、私たちから見て十分過ぎるくらい十分なので、対応は幾らでもできるのではないかと。しかし、強くしようとすればするほど、保育所側が逆に大変になってくるのではないかと。気の毒になってくるのではないかと。そんなことを思うんです。

今後、そうしたさまざまな連携をさらに深めるために、やはり今の体制にプラス1というものを考えてもですね、すぐということではなくて、考えることも一つの道なのかなというよ

うなことを思っておりました。これについて、村長の見解をお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、矢口議員からは、議員自身が考える幼保小連携ということですね、保育所と小学校の連携。それで、私が今、第1回目の答弁で答えたことは、今までやってきたこと、そして、それにつけ加えをして答弁したに過ぎないというふうな評をいただきました。だとすれば、矢口議員はもっとこの質問の内容的なことを明確に、何について村長はどう考えるかというふうに言うべきかなと私は考えてございます。

例えば、私は幼保の連携といますが、当然、保育所と小学校の連携ということを考えてやるわけですし、もちろん新しい考え方も自分なりに考えてございます。そういった中で、今この場で言うことはどうかと思いますけれども、近い将来といいましょうか、私のこの与えられた任期の中で、しっかりとそのことは実現していきたいと思っています。

その1つに、今、文部科学省と、それから厚生労働省ですかね、そういったことの保育所と幼稚園とのかかわりがございます。そういったことで、私は大蔵村としては保育所ということで管理をしているわけですが、それを教育委員会管轄にするという大きな方針を思っております。これこそ私が目指す経営方針であり、それにかかわるものであると思っています。

今、矢口議員から言われたことは、小学校にお邪魔したとき、あるいは保育所にお邪魔したとき、鍵1つの違いがございました。私は、それはそれなりに、その地域あるいは環境のもとで違いがあることは当然だと思っています。むしろ小学校でも、大蔵村の小学校は鍵なんか要らないよと。そんな管理下のもとに置いた子供たちの教育は必要ないと。もっと伸び伸びと教育ができないのかと言われることであれば、あなたらしい発言かなと私は捉えてございます。

そういったことの中で、今いろんなことを思い考えてございます。御指摘、提案をいただきました具体的な例としまして、小学校を除いて、保育所には自由になる人がいない、あるいは、やっているときを見ても、大ざっぱな形で、非常に忙しくて保育ができないのではないかとというふうな危惧がされること、その辺が非常に心配されているのではないかなと感じたところがあります。

今、御提案あったとおり、自由に動ける人、1人がいれば、それはいろんなことに活用できていいかなと思いますけれども、逆に何をしたらいいかということで、その個人なり周りがかえってやりづらさも出てくるのかなと思っています。

それよりも私は、人を1人余分に置くとすれば、しっかりとした、明確化された仕事を与え、なおかつ、そのほかにできることとしてやるのであれば、それはそれなりに動けるのかなと思

ってもございます。

そうしたことで、当然、矢口議員と私の考え方も相違がございます。そういうことでございますので、単に、再質問をする必要がないとか、そういうことではなくて、お互いに1つのことで何か論点をしっかりしながら、それについて話し合っていこうというふうなことであれば、私が見解の相違があっても、その1つの道に向かってお互いに議論ができるのではないかなと思っています。

そういうことでございますので、私の姿勢はいつも変わらぬ状態でおりますので、ぜひそういった立場、お互いを理解して、これからの再質問、再々質問をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 村長、私は、今これしてくださいとか、こうしたらどうだというような質問はほとんどしない、してこなかったはずです。ですから、村長がどのような考えを展開しようと、私はそれはそれで、さまざまなやりとりができると感じておりました。

しかし今回は、今言ったような話が少しでも感じ取られるのであれば、非常に私としては満足するところですけども、それがなかったということが非常に残念だったということをお伝えたわけです。

その制度の仕組みというものも検討していらっしゃるということは非常にいいかと思えます。私もそれを考えていたんですけども、難しいのではないかと思って、大変なのではないかということを感じていたので、まずはそのプラス1という。それで、村長は、曖昧だと言いますけれども、それは私がこの職でこうということではなくて、まずは職員プラス1ということを考えてはどうでしょうかという提案だったと解釈してください。

それで、保育所と幼稚園、違いを勉強中なんですけれども、できればそういうふうなことを考えて進めることが、小さい村だから前に進めることができるのではないかということをおっしゃっています。

そういう考えであれば、私自身、いや、これは気を悪くしないでください。再質問の必要はないと思います。ぜひ、そういう方向について考えていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 私の質問をさせていただきます。

村営住宅の建設計画はあるのか。季の里送迎バスの支援についてという2点について、村長に伺います。

子育て支援住宅「どんぐり」を、小学校卒業後の定住先として住宅分譲団地7戸が完売したことは大変喜ばしいことでもあります。今後、定住先としての受け皿がなくなるわけですが、その受け皿としての村営住宅が必要ではないかと考えます。村長の考えを伺います。

2点目といたしまして、季の里団地に住んでいる人たちは高齢者も多くなっています。役場、診療所へ行くのに坂道など大変苦労している人が見受けられる。高齢者に対してバスの送迎も必要ではないかと考える。村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村営住宅の建設計画はあるのか」と「季の里送迎バスの支援について」という2点の海藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、「村営住宅の建設計画はあるのか」との質問についてお答えいたします。

議員からは、子育て支援住宅退去後の定住先として村営住宅の建設が必要ではないかとの御意見をいただきました。議員、御承知のとおり、子育て支援住宅の入居期間は、一番末の子供が小学校を卒業するまでの期間と定めております。そのため、村では住宅退去後の受け皿を目的として、合海定住促進団地を造成、分譲したものであります。

団地については、7月1日に分譲を開始したところ、立地条件が良好であることや、土地購入者に対しさまざまな補助制度を創設したことにより、即日完売となりました。内訳を見ますと、7区画のうち5区画が、現在、子育て支援住宅に入居されている世帯となっており、一応、当初の目的が達せられたものと考えております。

さて、村営住宅は住宅困窮者を対象とした住宅であり、現在入居されている方も、それぞれの理由により住宅に困窮している方々でございます。また、村内には民間のアパートもなく、住宅使用料も格安に設定されているため、住宅建設の要望が多いものと思われま。

ただ、村内への定住促進という観点から考えた場合、私は村営住宅を建設して入居していただくよりも、みずからの財産として家族みんなで和やかに暮らせるマイホームを持つことこそが真の定住促進につながり、大蔵村へのさらなる愛着が生まれるものと考えております。子育て支援住宅に住んでいる方は、当然若い世代でありますので、マイホームを持つことが可能な世代であると考えれば、村営住宅の建設よりも団地造成を優先するべきではないかと考えております。

先ほど申し上げました5世帯の方は、何らかの理由により一旦村を離れましたが、子育て支援住宅があるのを知り、居住し、大蔵村のよさを再確認して、村内に定住したいとの思いから分譲地を購入したものとと思われます。こうした流れを継続していくことにより、村への定住が促進されるものと考えております。

分譲地が完売したことにより、現在は受け皿となる宅地はありませんが、子育て支援住宅退出後の受け皿としてはもとより、村外への転出の抑制、村外からの転入者の受け入れ先としても、今後の需要を見ながら団地造成事業の拡大を検討してまいりたいと考えております。

なお、合海地区の村営住宅は平成2年ごろに建築されたものであり、老朽化も進んでおります。当面はリフォーム工事等で対応してまいりたいと考えておりますが、どうしても建てかえが必要となる場合においては、建築戸数をふやすことも検討する必要があるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、「季の里送迎バスの支援について」という質問にお答えいたします。

季の里地区に暮らす高齢者が、役場や診療所を行き来する手段に送迎バスの運行が必要ではないかという御意見をいただきました。

御承知のとおり、季の里地区に限らず村内各地区に村営バスや混乗型のスクールバスを運行して村民の足を確保するとともに、利便性を高めるために、バス利用者を中心として組織したバス利用推進委員会を開催し、利用者からの要望等をお聞きしながら運行体制の整備、充実に努めております。

議員、御意見のように、季の里から県道舟形大蔵線を通って役場や診療所への坂道は交通量も多く、また信号機付近は大変狭く、特に冬期間などは高齢者の皆さんは大変御苦勞をしているものと思っております。

さて、季の里地区にも送迎バスを運行してはという御提案ですが、現在、清水大坪線が季の里地区付近を通過する運行となっており、何らかの対応が可能と思っております。

しかし、新たなバス停の設置や運行経路の変更については、警察などの関係機関との協議を経て、地域公共交通会議での承認となります。今後、バス利用推進委員会で御意見を伺い、新たにバス停の設置や運行路線の変更などが可能か検討してまいりたいと考えております。

村営バス運行につきましては、村民の移動手段を安全に確保することが目的でありますので、今まで以上に安全・安心を村民の皆さんに提供してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 2つ質問がありますので、1番目から最初に、「村営住宅の建設計画はあるのか」からさせていただきます。

「どんぐり」を卒業した人たちみんなが本当に村に定住してもらえればいいんですけども、なかなかそれもかなわないということで、また、ましてや卒業してすぐ一戸建ての家を建てるということは、みんながみんな、そういうふうにできるというわけにはいかないと思うんですよ。その間に、やっぱり村営住宅というものを、その受け皿として、また、今はないですけども、村営住宅をやったり、そういうことも、これからも必要ではないかなと思うんです。

私は前にも話したことがあるんですけども、その候補地として季の里の奥が、まだ杉がおがっているんですけども、そのところは物すごい広いというか、杉を切れば、本当に広い平らの地があるんです。そのところが一番優良というか、一番の適地ではないかと思って、いつも見ているんですよ。

やっぱり、ちょっとくらい得しても、さっきの2番目のことでありますけれども、バスで送迎したり何したりすれば、その点もまた、あんまり特別という感じもしなくなるのではないかなと思いますので。今、私の言いました、そこに住宅を建てるという、そのところの候補地の件について、どう思いますか。村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、海藤議員からは、もし村営住宅を建てるのであればというふうな、候補地を今この場でお話をいただいたということ。この用地については、いろんな角度から考えて決めなければいけないということもございますし、例えば季の里を選定したときに、そこは随分、下のほうに公道があるということで心配をされました。そういったことで、ボーリングもしたり、いろんな調査をして、何とかクリアをしながら、そこに住宅団地を立てたわけでありまして、それでも、海藤議員は恐らく御存じかと思っておりますけれども、陥没事件がございました。そういったことございますので、より慎重にならざるを得ないことかと思っております。

ただ、御提案いただいたことは、今後のいろんな、住宅あるいは宅地分譲、そういったことにしっかりと考えてまいりたいとは思っております。

いつもいろんな御提言を議員の皆様方から、用地についてもいただいているわけでありまして、それについては、明快な答えということではないんですけども、すぐに決められるものではございませんので、検討していくというふうな言葉でとどめさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 私、先日なんですけれども、ある高齢者の方なんですけど、村営住宅に入りたいんですけども入るところがないということで、新庄市に転居したんですよね。ひとり住まいなもので、やっぱり一戸建てを持っていると雪おろしとか、そういうことが大変だということで。そういう、なかなか大蔵でも、村営住宅のあきがなくて、どうしても今出ていきたいというひとり暮らしの方で、すぐにでも出ていきたいというふうな考えで、新庄市にちょうどいい市営住宅があいたと。そこを借りて、そっちのがいいわということで、したのです。

やっぱり村営住宅も、ある程度の数がないと、そういうことも受け入れられないわけです。村営住宅を、やっぱり今いまというわけにもいかないですけども、安いものだから、1回入ってしまうと絶対、かなり余裕があって一戸建てでも建てれば出ていくかもしれませんが、なかなか出ていく人もいないし、あきもないというんです。

だから、そういう点も考えてみて、村営住宅というものはやっぱり人口流出の受け皿というか、人口流出をさせないための受け皿だと思うんです。そういう点も考えてみて、村営住宅をもう一回、もう少し加味してもらって、考えてもらえればいいかなと思うんですけども、どうですか。お伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、海藤議員から言われた事例として、ひとり暮らしの女性の方であります。私もそれは存じ上げております。新庄に転居されたというようなこと、非常に残念だなと思っています。

ただ、一番の、その人がおっしゃるには、雪の処理が大変になってきたということで、集合住宅、いわゆるアパートですので除雪をする必要がなくなった。それが一番のメリットだというふうなお話をしておりました。当然、皆様方からの要望があるとおり、じゃあ老人の集合住宅とかそういったものについて、今度は村として考えていかなければならないのかなと思っています。

それから、村営住宅については、1回目の質問で申し上げましたとおり、平成2年ごろに建築をしているということから考え、当然リフォームなり、そういったことでやっていかなければ続けて住むことができないような状況になってきてございます。

そういったことから、リフォームでいいのか、あるいは壊して建てかえなのか、あるいは増築もというふうなことも踏まえて今後検討していくというようなことで答弁しておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 1つは、今、子育て支援住宅のほうは小学校ということで、卒業すると出ていかななくてはならないと。前にも言ったことがあるんですけども、やっぱり最低でも中学校卒業まで、その住宅に住めるような形でもってしたほうが、やっぱり義務教育の中で、途中で6年生で投げられるということは、ここは出ていく人の身を思うと、とても残念に思っているんです、私は。やっぱり最低でも義務教育。でなかったら、高校まででもいいから、そのところに住んで、初めてそこで、大蔵村に愛着があると思うんですよね。

今後、やっぱり小学校まででとめておくのか、中学校までするのか、高校まではできないのか。そこもちょっとお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も、海藤議員からも、ほかの議員の方々からも、そのことについては何回も言われました。ただ、海藤議員、そのことは、今、逆に、海藤議員がおっしゃった、いわゆる義務教育の中で途中で出ていかなければならないから、何とか村に住みたいというふうな思い、それを逆手にとって、いわゆる宅地分譲をしたということであります。これも御理解いただきたいと思います。

でも、やっぱりおっしゃるとおり、その若さで住宅をなかなか建てられないという人も中にはいるかと思えます。私も、この審議委員会というんでしょうかね、入居者を決めるための選考委員会がございまして、そのメンバーに私は入ってございません。これは副村長をトップとした、そういうことで各関係課長さん方が入ってございます。また、民間といいましょうか、村民の方も代表で入っていらっしゃるといふふうに私は……今はもうおりませんか。当初はそんなこともあったということを理解してございます。

その中で再三、私もそういうようなことを言われていますよということを申し上げたんですけども、子育て支援住宅の趣旨がそういうふうなことで、できるだけ大蔵村に永住をしていただくための手段として、あえて小学校、一番下の子供が小学校卒業時にというふうなことにしているとお聞きしてございます。

私も、失礼な言い方になりますけれども、定住する方と、定住しない方とはっきり分かれてございます。そして今は、大蔵村が山形県下でこの子育て支援住宅、一番最初に建てたわけでありましたけれども、これが非常に子育て支援に、あるいは人口流出に歯どめがかかるということで、近隣の市町村もほとんど同じような施設といいましょうか、箱物を建てました。

そういうことから、いいところ、いいところを選んで、そういった方々が移動するようでご

ざいます。それで本当にそれでいいのかということ、例えばその入居条件として、地元消防団に入らなければならないという規則を定めている市町村もございます。そこは非常に敬遠されているそうです、消防団に入るといことは、大変残念なことですけども、私は必須条件だと思っているんですけどもね。ただ、大蔵村ではその要項は入っていないと思っています。

そういうことで、何が本当にいいのかということとはなかなかわかりませんが、やはり公金を使って建てる以上は、ただ利用して、いいところだけを利用していただいて、後からバイバイでは、ちょっと納得がいかないこともございます。

そういったことで、できるだけ定住に結びつけるというやり方のもとで、そんなふうに行っているとお伺いしてございます。

担当課長は地域整備課長、私の言葉足らずは地域整備課長からその辺の経過について、そのことも恐らく話題に出ているはずであります。いろんな村民からの声も、私も言っていますし、いろんな議員の皆様方からもお話をいただいていると思います。それでも、なかなかやっぱりその趣旨といいましょうか、それを、本来の目的をしっかりと達成するために、その約束をしていくんだというふうなことであろうかと思しますので、お伺いしたいと思します。

地域整備課長、お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 今、村長から話のありました、子育て支援住宅の入居者選考委員会という、入る資格があるかどうかを選考する委員会がありまして、その中で、やっぱり毎回のよう、今現在、小学生の子が小学生までであるものを中学生に上げてほしいといった要望を賜りまして、その委員会の中でも何回も話し合いをしているところです。

その結果としては、やはり村長が話をしましたとおり、村の子育て支援住宅に入居している方がそのまま村に定住してもらうには、やっぱり小学生で一旦その住宅を退出してもらって、新たにその方が土地を求めて、村に住宅を建ててもらうことが一番ではないかというような話になっておりまして、今現在も、子育て支援住宅、公営住宅である以上は条例にのっとり、ひとしく公平に入居、退出していただくこととしております。

また、参考までですけども、これまで子育て支援住宅「どんぐり」に入居していた方で、8世帯の方が子育て支援住宅を退出しております。その内訳としましては、県警の方が1名でありまして、あとはお父さん、お母さんの実家に戻ったという方が2世帯です。それと、新庄に転出した方で、新庄市に家を建てたという方が3世帯、あと新庄に転出して、新庄の民間の借家に入った方が2世帯となっております。

これは村長の話したとおりですけれども、やっぱりどうしても家賃が安いところ、安いところに、そういったところを探して移動して歩く方が多いのかなと考えておりますので、最初の村長の答弁にありましたとおり、子育て支援住宅を出た後の受け皿としての村営住宅は現在考えておりません。できれば宅地分譲のほうの事業拡大ということで考えております。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 村営住宅のほうは考えていないということで、それは村の考えとしては大変、私の考えと違うということです。そこでやっぱり、じゃあ分譲団地のほうも今後開発していく予定だと思うんですけども、候補地はありますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 宅地分譲の候補地というところでしょうけれども、今回のあの場所を選定するに当たっては、村で3カ所を選定したところでした。その中で一番いいと思われるところを、あの場所に造成をしました。今後、もし造成ということ、そういう方向に行くんですけども、残り2カ所があります。もっとないかなとは探してみますけれども、まず、買う買わないは別にして、やはりできるだけ条件のいい、安心・安全なところをとということが最先決になると思いますので、そういったことで、今の残った2カ所と、新しく考えながらも含めて、広くその用地を選定してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 宅地の分譲も早急に整備してもらいたいと思います。ひとつよろしくお願いたします。

それでは2番目の、季の里送迎バスの支援についてということで、大変、この答弁を見ますと、本当に前向きな方向でということで、大変、私も喜んでいるところであります。

本当に、前も、私も考えているんですけども、学校の近道歩いたりして、やっぱり免許を持っていない人とか、高齢の方が多分たくさんではないですけども、結構いるんですよ。その上り、階段の上りおりというものも大変なんですよね。まして、冬なんかはそこを通れないし、県道の、その一番の危険なところを通らなくてはならないということでもありますので、村民バスもやっぱり今後、これから早急にしてもらいたいと思います。

それから、清水台のほうから来るバスもあるんですよ、通りますよね、よく。あそのところ、さっきの答弁にもありましたけれども、大坪のほうも来ると言いますが、どっちのほうがいいかは、これから村農林でもって、これから検討していただくこととなりますけれども、

その点、ちょっとお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初に答弁したとおりであります。大坪方面、あるいは清水台のほう、どちらがいいのかということも踏まえて、それから、申し上げましたけれども、そういった路線を変更する際には、まずは警察関係、そしてその後に、警察関係とか、いろんな運輸局とかありますけれども、そういったところの内諾をとって、その上で公共交通会議というものを開いて決定するわけであります。ですから、この場で絶対お約束というふうなことではございませんので、その点についてはちょっと御了承いただきたいと思います。

村としてはそういう形で、これから、季の里だけでなく、大蔵村全体がそういうふうな、交通弱者となり得る、そういった可能性はたくさんあるわけです。ただ、私はいつも申し上げているとおり、高齢者世帯のみの暮らしでなければ、やっぱり若い世代、一家として、家族としてのそういったフォローというんでしょうかね、助け合いということも当然必要になってくると思います。むしろそちらのほうをしっかりとお願いする、進めていく、そのことが、私は役場の務めだと思っております。

それから、以前からお話をしておりました、これは直接質問をいただいたわけではございませんけれども、関係のあることなので申し上げます。このたび公共交通会議を開催することができまして、各機関、各会社、そういったものから御理解をいただき、大蔵村での循環バスについてのフリー乗降というようなことで、停留所がなくても手を上げれば、とめて乗せてもらえる。そのことが許可をいただきました。ただし、大蔵村は皆さん御存じのとおり、直線と曲がりカーブの度合いから考えれば、直線よりも曲がりカーブのほうが多いというようなことで、そういうところは、カーブのところについてはなかなか、交通事故が起きやすいということで、危険箇所という見出しがあるものですから、そこではとめることができないということ。

そういうことで、信号のある何メートル前とか、そういういろんな交通規制がございまして、そういうところではとまることができないということ。そういうことを村民にしっかりと周知をしながら、できるだけ活用していただきたいと。そう思っているところであります。

そういうふうな、村といたしましては村民の利便性を考えて、いろんな形で一生懸命、各所と折衝、交渉しながら進めているんだということを御理解いただきたいと思います。

今、循環バスと言いましたので、定期路線であります肘折・新庄線の定期路線バスについては、これはまだ認められないというふうなことがございました。ただし、村としてはこれを諦めるのではなくて、むしろこれが一番のメインでありまして、新庄の区間は、行政区はできない

にしても、大蔵村の直線コースで何とかとめることができれば、今、これからまずテスト期間としてのスクールバス、循環バスを、そのフリー乗降を採択していただいていますので、その後、肘折・新庄間のバスもそういうふうにしていただけるように頑張ってもらいたいと思っていますところであります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 季の里の団地に対しては、本当に仕方なくですね、仕方なくというのもちょっとおかしいかもしれませんが、行きたくない人、でも、やっぱりあそこの道路にかかわって、道路に協力してつくったわけです、なるべくやっぱり、そういうふうな、あそこに行って、不便さを感じているという人が随分いるんですよ。そのためにも、やっぱり送迎バスをひとつよろしくお願ひしたいと。早急にとは言いませんけれども、答弁のほうも大変いい答弁をいただきました。その点、以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 村といたしましても、担当部署といたしましても、先ほど申し上げたとおり、交通弱者というものをできるだけ少なくなるような形で、買い物、それからいろんな、お医者さん、用足しができるような形で、そういったところで村内の循環バスをできるだけ利用していただけるような形にしていきたいと考えてございます。

議員の皆様方からも、いろんな注意や御利用について、ぜひ進めていただければと思ってございます。以上です。（「質問を終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） いよいよ最後ですので、皆さん、力を抜いて、どうぞ聞いてください。

私は、村ホームページの充実に地域おこし協力隊の力をということで、村長にお尋ねいたします。

村について知るには、一般的にホームページの閲覧が昨今の主流となりつつあります。いつも感じているのですが、当村のホームページは常に新しい情報を発信しているようには見受けられません。ライブ配信とまでは言いませんが、せめて行事や内容に興味を示せる取り組みはできないものでしょうか。他町村と比較しても残念な状況です。なぜか。私的に考えてみました。

私が思うには、職員は多くの役を受け持ち、ホームページまで手が回らない状況ではないのか。多くの町村のホームページを見てみると、基本的には同じですが、やはり情報等にかかわ

り方の違いがあります。

そこで、地域おこし協力隊の力を利用し、充実したホームページ作成をお願いしてはどうでしょう。現在、当村の協力隊募集は、中山間地の農業に特化しております。それでは集まりません。ホームページに興味のある方は多数いると思われまますので、並行して募集してみてもどうでしょう。いいホームページができれば、村に興味を持ち、活性化になるのでは。村のよさが伝わらないのはもったいない。ぜひとも考えていただきたい。

村長、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村ホームページの充実に地域おこし協力隊の力を」との早坂議員の質問にお答えいたします。

本村では、村のホームページを平成26年にリニューアルし、情報発信を行ってきましたが、早坂議員の御意見のように、本村のホームページは、これまで住民向けの情報提供という部分が主な目的となり、村の魅力を視覚でアピールする点や村外へのイベント等の発信については不十分なところがあったかと思えます。

また、住民への周知の部分についても、本村の実情を考慮し、インターネットが使えない方のために、広報紙や地区への配付物に依存するところが大きく、細部にわたるホームページの更新には至っていなかったのではないかと思うところです。

インターネットの普及により、自治体の情報をホームページから取得するものが主流となった昨今は、村民向けの情報提供から、全国に向けた情報発信に考え方をシフトしていかなければならず、そうすると、現在のホームページのデザインが他市町村と比べ、見劣りする部分が何なのかも含め、今後リニューアルも検討していきたいと考えます。

また現在、村制施行130周年記念事業で村のPR映像を制作しておりますので、あわせてその映像も今後ホームページにアップロードしたいと考えています。

さらに、早坂議員、御意見のように、ホームページの更新作業については、これまでは担当職員が他の業務と兼務しながら1人で担っておりましたが、今後は、観光情報、防災・道路情報など、それぞれの担当課がリアルタイムで更新できるような横断的な体制づくりにも取り組んでいきたいと考えます。

議員、御意見の地域おこし協力隊の活用についてですが、本村では平成27年度に1名採用し、1年間活動していただきました。その後については、応募があり面接まで行ったものの、考え

方の相違などから採用に至らなかったケース、また条件が合わず村側からお断りするケースもありました。地域おこし協力隊は、全国でその実績が評価され始めているものの、民間企業における採用がふえ、全国的に担い手の不足から、いまだ不在な市町村においては応募しても人が集まりにくい状況です。

また、地域おこし協力隊を志す方は、その地で起業する事を考えている方が多く、応募があっても、応募者と行政の目的とのマッチングがうまくいかないケースもあり、難しい状況にあります。

現在、ホームページの作成は専門の事業者はその都度お願いしておりますが、早坂議員、御意見の地域おこし協力隊の力をかりることも一つの方法だとは思いますが、しかし、ホームページは見る人によって受けとめ方が千差万別であり、また作成に特化した地域おこし協力隊の採用では、役場内部の業務だけになり、本来の地域おこし協力隊の趣旨や協力隊の意志と相入れない部分もあると思います。したがって、作成については協力隊の業務の一部として捕らえるべきであると思います。

最近の傾向として、地域の課題解決に向けた可能性や、協力隊がその課題にかかわる余地があるかが重視される傾向にあります。行政が人材を選ぶ段階ではなくなってきています。ホームページ作成だけを任せるということだけではなく、こういった視点も含め、募集について今後検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 以前から私、本当にホームページというものがすごく気になっておりまして、眺めておりました。私は女性というか、主婦の目線でいくと、ホームページって何だろうと思ったときに、家に例えたとき、玄関ではないかなと。玄関をあけたときに、そのおうちにお花があって、きれいに靴がそろえてあって、ここのおうちはこういう家だから、きっとすてきな家族が住んでいるんだろうなという思いがあるんですよ。そうしたときに、そういう思いで、いろんな市町村のホームページを眺めたとき、特に大蔵村はやっぱり見たいので見ていますけれども、あれ、ちょっと待って、私が探したいもの、どこからどうやって探すんだろうと、一生懸命クリックしながら開くんですけども、見たいところが開けていない。まあ私の力不足というか、そういうこともあるんでしょうけれども、意外とそういうところは、最初、あっ、ここだめだというのだと、もう大蔵村のことを見ていただけない方も多いのではないかなと。

それだったら、もうちょっと魅力のある、でも、ほとんどのホームページというものは、もう本当に事務的なことしか載っておりません。ただ、この脇のほうに、特別に、村長だったら「村長の部屋」とありましたけれども、そんな感じでいろんなサイトが脇にあって、あれ、これ何だろうと思って開くと、観光だったり、あとはその地域の行事だったりとか、とてもおもしろいことが載っていたりして、この村っていいなとかと思うんですけども、大蔵村の場合、観光を開いても、肘折の、こういうふうなものです、概要を開いても、こういうのです、それで終わってしまっていて、一番残念なのが、先日のほたる火コンサート、どこをどう探しても、ほたる火の「ほ」の字も、ちょっと私は探せなかったんですよ、そのホームページの中では。

四ヶ村もあり、棚田もあり、もしくは清水城の城址もあり、いろんなところがあるのに、それを探せないホームページはもったいない。いつも私、もったいない、もったいないとばかり言っているんですけども、大蔵村は本当にすてきなところがたくさんあるのに、行事も土地も温泉も。でも、それを知るすがホームページからは、ちょっと寂しいかな、余りにも伝わってこない。

本当に、さっきも質問の中にも書いてありますけれども、1人の担当の方がやっぱりいろんなことを抱えていて、もう手いっぱいなのではないかなと。村長の中で、ここに横断的な体制づくりと書いてありますけれども、部分的にはそれはいいですが、これをまとめ上げるというか、どういう形にするかは、ちょっと私も見当つかないんですけども、それはどのように考えての、この答弁になっているのか。ちょっと、それをまず教えていただきたいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員から、横断的な対応ということのホームページのづくりということ、これは先ほど私の答弁で言いましたけれども、観光情報からそういったもの、部署それぞれ違ってございます。そういったものを関連づけた形で恐らく上げていただけるというふうな思いなんですけれども、詳しくは、私、パソコンが余り使えないものですから、これは総務課長ですね、担当ということでお答えします。議長、よろしく取り計らいをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 答弁の中の、横断的な体制づくりということについては、今現在のホームページについては当然、誰もかれも内容を改ざんといった言葉が悪いものですが、直すことができないようになってます。当然パスワードがないと中に入っていけないというふうなセキュリティーを持っていますが、要するに、今、担当1人でやっているものを、おのお

のの課で管理者を決めていただいて、例えばさっきの言ったとおり、ほたる火コンサートのパンフレットをPDFにして、その部分を載せたりとか、そういうことができないかということ、を、ちょっと担当課としても検討しております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） ということは、結局その1人の方に全部お任せして、そのPDFでしたか、あれが入ってきて、それを編集するものは、やはり1人の担当者ということになるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そのやりとりについて、専門的といいたいまいしょうか、私のちょっと範疇、うそを答えてしまうとうまくないので、担当の総務課長に答えさせます。議長、取り計らいをよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 編集という概念はございません。要するにPDF、パンフレットそのものを、例えばお知らせの欄に掲げるとか、そういう概念ですので、画面を編集するとか、そのパンフレットの中を別の文言にするとかという概念ではございません。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 私の、じゃああれ、違ったので、わかりました。

ところで、今、お知らせの部分ということは、基本的には今のホームページ、それに新着情報とかありますよね、あと各部署でのいろんなものがありましたけれども、そのところにお知らせの部分として、各担当課、まず、健康福祉課もありますでしょうし、行事的なところはそれに入ってくるということになると思うんですが、実際に今入っている日にち、日付がもうちょっと、じゃあ、もっと詰まった感じで入ってくるのかな。毎日みたいな、いずれになると思うんですが、将来的に、今だと大体1週間に一遍くらいの割合でちょっと入っているような感じなんです、行事があるたびにそれが入ってきて、もう少し詳しくなるというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） そのようにお考えになってもらって結構です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） それでは、ホームページのほうで、その作成の中で、地域おこし協力隊について、ちょっとお尋ねします。村の地域おこし協力隊の募集要項は、中山間地の農業支援

と6次産業化支援というふうに、ここは本当に中山間地の特化した部分での募集になっております。

それで、こちらでは、この答弁の中に、ホームページを見る人によって、この下方なんですが、受けとめ方が千差万別であり、作成に特化した地域おこしの採用はというふうな感じで書いてあるんですが、私は役場内だけの地域おこしのホームページ作成ということで、この地域おこしの力をという質問をしたわけではございません。後ろのページのほうに、地域の課題解決に向けた可能性や、協力隊のその課題にかかわるべきであると重要視される傾向がありますと。ホームページ作成だけではなくて、こういう視点も含めて募集について考えたい、検討したいという答弁でしたけれども、これは福島県の三島町では情報発信関係ということで地域おこし協力隊を募集しているんですね。その中には、やはり町のホームページの作成、それから広報紙の取材、編集作業、そのほか地域おこしを図る活動、一番ものが、町の各種情報発信、メディアを活用した情報発信業務ということで、ホームページ作成だけでなく、広報全体に対する地域おこし協力隊を募集している感じなんですよ。

こういうものを、まず、今言った中山間地の募集と並行してということで質問にも書きましたけれども、並行して募集はできないものでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それはできないことはないと思います。総務課というか、そういうふうなものがあるのかどうか、できないことがあるのかどうか。その辺は私でなく担当課長から今答えていただきます。議長、お取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それは法的には可能だと思います。ただ、ホームページをつくるには、それなりの高度な、幾らソフトが今、市販で売られているといっても、高度な知識が必要です。片や中間、農業関係、片やIT関係、そういった方がいらっしゃるとは思いますが、なかなか逆に難しいのかなとは考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 地域おこし協力隊のいない村はもう、最上市町村の中では少ないと思うんですよね。そして、すごく人数の多い町村がありますよね。そういう方たちと情報交換をしながら、どうして大蔵村は地域おこし協力隊がいないんだろうという話し合いというものはしていらっしゃるのでしょうか。

私、中山間地の6次産業とかそういうものは、やっぱり特化したものですから、本当に人が

集まるのにも大変だなと思っています。まして、そういうことをしなければいけないということもわかっていますけれども、まずは大蔵村を知っていただく上で、このホームページ作成というか、こういう情報発信の地域おこし協力隊も絶対必要だと思って質問しているわけなんです。そういう意味で、地域おこし協力隊募集の中に、この情報発信関係の人を募集するような内容で募集できませんか。そうしていただければ、ホームページ、本当に普通の人でも今できるようにはなっておりますけれども、でも、これは意外に興味を持っている方がたくさんいて、ここでは、もしかしたらと、可能性というか、否定的な答弁でちょっと残念だなと思っているんですけれども。

募集してみなければ、来るか来ないかわからないわけですよね。募集して、来ないなら来ない。それはそれでまた考えなければいけないんですが、今のところは中山間地だけの特化で募集していますので、ぜひともホームページのほうもつけ加えて、2人まず募集という形で、どちらか来ていただければいいし、2人とも来ていただけたら最高なんです。せめてホームページのこれを募集の要項の中に入れていただけないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 決して早坂議員から言われたところを否定的に、あるいは悲観的に答えたわけではなくて、第1回目の答弁の中にきっちり書いてございます。

ただ、ホームページ作成だけを任せるということではなくて、そういった視点も含めて募集をまたやっていきますよということを、ここにきっちり明解に書いてございますので、そのことで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） それでは、募集について今後検討ということは、きっちり考えていくというふうに前向きにとってよろしいということですね。

それで、ホームページの重要性というか、今、村長は、私は機械に疎くてちょっとそういうのは見ていませんということだったんですが、ホームページを見たことはありませんか。

○村長（加藤正美君） 見ていますよ。ただ、私がなかなか操作して、次から次と行くことができないと言ったんです。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今回、この質問を出した後、昨日はもう一度ホームページを見てみましたら、写真が変わっていました。これはいいことだと思ったんですが、その写真は何年前のだろうな、これ、この小学生、中学生、あれ、というふうに思ってしまったので、そこまで写

真を、担当者の方に聞いたら、できることはしていますよというお話だったので、せめて写真、もし入れかえられるようで、今回入れかえて出したので、できるのだったら、今回のほたる火コンサートで宗次郎さんがいらっしゃって、そんなに大々的なビデオ的には流せないけれども、写真は大丈夫ですよということだったので、大蔵村に宗次郎が来たが、終わってしまいましたけれども、大蔵村に来たんだということを、ちょっともう少し全面に出して、大蔵村のよさをアピールしてもいいのではないかなと思います。

今いま、私が質問したことでホームページがすぐ変わるとは思いませんので、今後、本当に仕事がふえて、本当に担当者の方には申しわけないと思うんですけども、でも村のよさを知っていただくには、やはり一番最初、今スマホでも見れますのでね。えっ、宗次郎来たんだと、スマホを見たとき、大蔵村って何と開いたときに、ただの業務通達、それだけではちょっともったいないと思ひまして。

村長にとって、ホームページとはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） やはり今の時代というんでしょうか、こういったものを全てまとめて、OA機器とか、いろんなことを、スマホも含めて、情報を知り得る最先端のものでありますので、やはり時代の流れに沿って、村としてもしっかり対応していかなければならないなと思っています。

そこで、いわゆるこれは職員だけのものではなくて、それなりのやっぱりお金をかけないと、いいものはできないというふうに今、私は思っています。そういったことで、業者に依頼して、しっかりとした形でこれもやっていかなければならないのだろうなと思います。そして、日がわりのこと、そういったことは担当の方が、課長の言ったとおり、各部署、各事業ごとのいろんな情報を載せる、そういう形にしていかないと、議員がおっしゃるとおり、何年前の写真を使ったり、あるいは時代おくれなり、あるいは大蔵村のよさを伝えられなかったりというふうなことで、デメリットが非常に多いものになると思います。

ですから、やはり議員がおっしゃるように、ホームページは村の顔というふうなこと。先ほどは玄関になぞらえて言っていただきましたけれども、まさに私は、その家庭なりおうちを見るときに、玄関をやはり見ます。そういうことで、その家の全てがわかるわけではないですけども、おおよそのことがわかると。そういうふうなことだろうと思っていますので。やはりホームページの持つ重要度というものを、これからもしっかり認識をしながら整備してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 村長の心強い、村の顔ということで、きれいにしろとは言いませんけれども、端正にちょっと整えていただきたいなと思います。

戻りますけれども、本当に観光の面で、開いたときに、肘折温泉の、あれは独自で観光協会で作っているんですよということだったんですけども、やっぱり見てみると、行きたいなと、そんな雰囲気なんですよね。でも、大蔵村でたくさん、小屋酒造も含めてですけども、最上川舟運とかいろんな、ほかの地域での観光資源、あとは正岡子規の石碑とか、そういうものを写真でずらずらと、小さくちょっと出ていたんですが、もしこれからつくるとしたら、これは教育委員会のほうも少しは担当に行くのかな、いろんな面で教育的な、文化財的なことは。そういうものも全面に出していただければ、まず新たな、大きい、すてきなホームページの前に、みんなが見やすい、そんな感じで作っていただけないものかなと。でも、そうなってくると担当者のほうで大変でしょうかね。

でも、私はわからないんですが、職員の方の中に、きっと得意な方がいらっしゃるのではないのでしょうか、その部署以外の方で。そういう方たちも一緒になってホームページをつくるような、そういう体制はできないものですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） いや、できないことはないと思うんですけども、なかなか難しいと思います。やはり、先ほど議員がおっしゃっていたとおり、自分の担当としての仕事を持っている中で、仕事なんですけれども、その仕事のほかに、またこの仕事となると、いろいろ大変だと思いますけれども、今やっぱりおっしゃっていたとおり、その個人、職員の特性を、その仕事に生かせることでは今、一番いいわけでありますので、そういったことも考えながら、随時やっていかなければならないと思っています。

ただ、その得意なことだけをやるということが、役場職員にとって全ていいことではありません。将来的なことを考えた場合には、ある程度、役場の仕事を広く浅く習得する中で、やはり自分の興味なり、仕事として必要になるところは深く掘り下げることも大事だと思いますけれども、うちのように多くの業務をやはり少人数でやらなければいけないとなれば、広く浅くしか仕方がないのかなとは思っています。ですが、何回でも言いますが、得意事を生かすということも大事なことだと考えています。

そういうこともあわせて、今おっしゃった、そういうことができないのかということ、できないこともないんですけども難しいということでお答えしておきます。

今のお話を聞いていますと、当然文章も大事なものだと考えますけれども、やはり見た目というんでしょうかね、美しさとかそういったものがやはり、写真とか動画とか、そういったもので非常に伝わるんだというふうに私も思っています。そういったことですので、そういうものを多く使っていただけるような、そういうホームページでもいいのではないかなと思っています。

その辺も、当然、依頼のもとであります大蔵村でございますので、業者委託ということになれば、当然そういうふうな要望をかなえていただくことにしっかりとお金を使わなければいけないのではないかなと思います。要望に応じていただくものが業者ですので、そういうことも含めてですね。

やはり、難しい文章だけでは誰も引きつけられないと思いますので、そういうことではなくて、ぱっと見て、あつというふうな、きれいだとかなんとか、爽やかとか、そういうふうなものが全面に出るような、そんなホームページの作りであれば、まあ素人ですけども、そんな今思っているところです。

ぜひ、そういったことも含めて、役場の中でも、今言ったように、こういうことに堪能な方もいらっしゃると思いますので、そういうことの見聞もいただきながらつくっていただければと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今、村長のおっしゃったことが一番大事だと私も思っています。やっぱり、知らない人がぱっと見たときに、興味を引くこと、すると、文章を一々読んで、うーんと思うよりは、もう写真というものはインパクトがすごく強いので、そういうふうなもので引きつけて、大蔵村のホームページの中へ中へ、奥へ奥へと入っていただけるような、ちょっと余りにも希望が大き過ぎて、つくる方が大変だと思うんですけども、でも、やっているところもあると。その中で、また自分たちでできないところは、じゃあどうすると。業者に頼むものもあるし、ここに地域おこし協力隊をお願いするというのも一つの案だということで答弁いただきましたので、ぜひとも地域おこし協力隊の力をホームページの充実に向けて使っていただけるようお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は3時45分といたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

-
- 日程第 6 議第55号 平成30年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第56号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第57号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第58号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第59号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第60号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第61号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第62号 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第63号 平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第55号から日程第14、議第63号まで決算関係の議案を大蔵村会議規則第37条の規定により一括議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第6、議第55号から日程第14、議第63号までの決算認定関係9議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第55号平成30年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第56号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号平成30年度大蔵村特定環境保

全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号平成30年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、議第55号から議第63号までの9議案につきましては、平成30年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など8つの特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要につきましては会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） それでは、会計管理者から平成30年度の決算概要の報告をお願いいたします。会計管理者。

○会計管理者（鳴海由紀子君） それでは、平成30年度の決算概要について御説明いたします。

初めに、2ページ、会計別決算総括表をお開きください。

全会計の状況では、予算現額が60億4,936万1,000円に対しまして、収入済額54億6,413万7,151円、支出済額が52億2,901万9,253円でございます。

予算現額に対しまして、収入率が90.33%、執行率は87.56%であります。

収入済額から支出済額を差し引きました差し引き残額は1億6,706万7,898円となっておりますが、一般会計で翌年度繰り越しが生じておりますので、後ほど御説明申し上げます。

済みません、決算書のほうを開いていただいて……（「決算書か」の声あり）はい。決算書の2ページには、ちょっと状況のほう御説明させていただいたところです。申しわけございません。

では、今、総括のほうを御説明しましたので、次に一般会計を御説明したいと思います。決算書の6ページをお開きください。

決算書6ページになります。一般会計について御説明申し上げます。

歳入につきましては、1款の村税から20款の、次のページになります村債までです。予算現額は43億7,275万2,000円に対しまして、調定額が38億4,977万2,091円、収入済額は38億2,210万8,549円でございます。また、不納欠損額として27万5,625円ございますので、収入未済額は

2,738万7,917円となります。不納欠損額27万5,625円は、全て1款の村税でございます。収入未済額の内訳としまして、1款村税が2,700万8,846円、11款分担金及び負担金が12万1,200円、12款使用料及び手数料が25万7,871円でございます。

続きまして、歳出は10ページになります。10ページをお開きください。

歳出は、1款の議会費から12ページの14款予備費までとなります。支出済額は36億8,877万1,066円でございます。30年度中に事業が終了せず、翌年度繰越額として6億2,175万4,000円でございます。

その結果、歳入歳出差し引き残額は1億3,333万7,483円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として7,093万円ございますので、歳入歳出差し引き額から繰越明許費差し引き額を差し引きました実質収支額は6,240万7,483円となっております。これにつきましては、126ページに記載の実質収支に関する記載のとおりでございます。

続きまして、128ページからの国民健康保険会計でございます。128ページをお開きください。

歳入につきましては、1款の健康保険税から8款の諸収入まで、予算現額4億7,000万円に対しまして、調定額5億2,245万3,236円、収入済額が4億9,046万3,575円でございます。また、不納欠損額として52万359円ございますので、収入未済額は3,146万9,302円となります。不納欠損額の52万359円及び収入未済額の3,146万9,302円は、全て1款の国民健康保険税でございます。

歳出につきましては130ページからになります。

歳出は、1款の総務費から10款の予備費まで、支出済額が4億7,134万7,331円でございます。

その結果、歳入差し引き残額は1,911万6,244円となっております。

続きまして、156ページからの簡易水道事業特別会計でございます。

歳入につきましては、1款の使用料及び手数料から6款の村債までになります。予算現額2億1,049万7,000円に対しまして、調定額2億506万7,331円、収入済額は2億176万7,890円でございます。収入未済額として329万9,441円、1款の使用料及び手数料でございます。

続きまして、歳出は158ページからになっております。

1款の水道事業経営総務費から4款の予備費まで、支出済額が2億72万6,351円でございます。

その結果、歳入歳出差し引き残額は104万1,539円となっております。

次に、168ページからの特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から6款の村債まで、予算現額1億7,384万

2,000円に対しまして、調定額 1 億7,485万3,813円、収入済額は 1 億7,390万8,557円でございます。収入未済額は94万5,256円、全て 2 款の使用料及び手数料でございます。

歳出は170ページからになります。

1 款の公共下水道事業経営総務費から 4 款の予備費まで、支出済額が 1 億7,328万7,747円でございます。

その結果、歳入差し引き残額は62万810円となっております。

続きまして、180ページからのへき地診療所特別会計でございます。

歳入につきましては、1 款の診療収入から 7 款の村債まで、予算現額 2 億1,487万4,000円に対しまして、調定額と支出済額が同額の 2 億1,815万3,202円でございます。

歳出は182ページからになります。

1 款の総務費から 3 款の予備費まで、支出済額が 2 億1,115万8,233円でございます。

その結果、歳入歳出差し引き残額は699万4,969円となっております。

次に、196ページからの介護保険特別会計でございます。

歳入につきましては、1 款の保険料から 9 款の諸収入までです。予算現額 4 億6,034万8,000円に対しまして、調定額 4 億6,047万9,755円、収入済額は 4 億5,894万6,285円でございます。また、不納欠損額として34万9,910円ございますので、収入未済額は118万3,560円となります。不納欠損額の34万9,910円、収入未済額の118万3,560円は、全て 1 款の保険料でございます。

続きまして、歳出は198ページからになります。

歳出は、1 款の総務費から 6 款の予備費までで、支出済額が 4 億5,330万4,912円でございます。

その結果、歳入歳出差し引き残額は564万1,373円となっております。

次に、222ページからの浄化槽整備事業特別会計でございます。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金から 5 款の諸収入までです。予算現額が2,526万3,000円に対しまして、調定額2,590万276円、収入済額は2,527万8,151円でございます。収入未済額62万2,125円、全て 2 款の使用料及び手数料であります。

歳出は224ページからになります。

1 款浄化槽整備事業費から 3 款の予備費まで、支出済額が2,503万8,810円でございます。

その結果、歳入歳出差し引き残額は23万9,341円となっております。

次に、232ページからの後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入につきましては、1 款の後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入まで、予算現額3,512万

5,000円に対し、調定額と収入済額が同額の3,510万9,862円でございます。

歳出は234ページからになります。

1 款の総務費から 4 款予備費まで、支出済額が3,503万8,162円でございます。

その結果、歳入歳出差し引き残額は7万1,700円となっております。

次に、244ページからの団地造成事業特別会計でございます。

歳入につきましては、1 款事業収入から 4 款繰入金まで、予算現額7,866万円に対しまして、調定額と収入済額は同額の3,840万1,080円でございます。

歳出は246ページからになります。

1 款団地造成事業費から 2 款公債費まで、支出済額が3,839万6,641円でございます。

30年度中に事業が終了しなかったことから、翌年度繰越額として4,010万円を明許繰越しており、歳入歳出差し引き残額は4,439円となっております。

なお、財産に関する調書につきましては、253ページ以降に記載のとおりとなっております。

以上、平成30年度の大蔵村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 続いて、代表監査委員の土屋 徹氏より平成30年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 徹君） では、平成30年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和元年7月29日から8月1日の4日間にわたり実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符合、公有財産台帳の整合性を中心に審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりであります。また、収支状況につきましては、会計管理者から報告しておりますので、要点を報告させていただきます。

初めに、一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差し引き1億3,333万円ではありますが、国の補正予算を財源とした道路改良費、各特別会計への繰出金など、翌年度へ繰り越しす

べき財源として7,093万円があることから、その実質収支は6,240万円でございます。

今後とも、中・長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億4,611万円に対し、収入済額は3億1,883万円、その収入未済額については前年度より94万円ほど多い2,700万円でございます。

収納率については、全税目とも29年度と比較して、全て上回っております。

今後とも、住民の納税意識の向上に、より一層の努力を求めるものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税分96.94%、滞納繰越分10.14%で全体では75.99%であります。収納額は、現年分、滞納分合わせ1億124万円でございます。

本村の国保は、年平均802人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策とあわせ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が592万円ほど増加しております。その主な要因としましては、肘折浄水場膜ろ過設備設置工事や国道等改良工事に伴う水道管移設工事などによるものでございます。

使用料の収入未済額については増加傾向にあるが、税の公平負担原則と同様、未納者の理解を得ながら、その解消策をお願いするものでございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が451万円増加しております。その主な要因としましては、大蔵村団地造成事業に伴うものでございます。

清水処理区の使用料は、加入戸数の増加とともに順調に推移しているようでございます。使用料の収入未済額はわずかに増加傾向にあります。限定された地区のみを対象とした事業であることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、今後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が1,168万円減少しております。その主な要因としましては、医科及び歯科における医療検査機械の更新が終了したものでございます。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計ではありますが、診療所は村民が信頼する唯一の医療機関であり、今後も保健、医療、福祉の連携を図り、また自治医科大学医師など

の派遣を受けつつ、医師の確保に万全を期して、より充実した診療体制の確立をお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額4億5,030万円に対し、保険給付費は3億9,395万円で、歳出の86.9%を占めております。これは、高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が増加傾向を示すもので、今後も高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて、保健、医療、福祉が一体となり、地域の実情に沿った介護保険制度の充実と健全な事業運営に一層努力されることを期待するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置あるいは下水道事業に対する村民の要望が多くなっている現状を踏まえ、維持管理経費の増加も予想されることから、使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が3,492万円、99.7%とほとんどを占めております。高齢化の進展に伴い医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者医療広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮した医療費の低減を図るなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

最後に、団地造成事業特別会計ですが、歳出としては3,839万円とし、4,010万円を翌年度へ繰り越ししております。令和元年度の分譲に向け、平成29年度より団地の造成工事を進めてきたものですが、令和元年7月に完成し、7区画を販売したところ、即日 to 完売しております。

今後も、定住の促進に向け、住民の要望に応える計画的な事業の推進を期待いたします。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年度同様にその財政は良と判断したところであります。実質公債費比率についても8.1%で、わずかながら降下しております。早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、各特別会計の経営健全化審査意見ですが、いずれも同じ意見となっております。

簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、団地造成事業の特別会計経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているか

どうかを主眼として実施したものであります。

いずれの会計とも、資金不足比率に基づき審査した結果、実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

最後に、8月27日からの九州北部を中心とした記録的な豪雨により被害を受けられた被災者の方々には心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、6月18日に発生しました山形県沖地震では、震度6弱、5強の地震が庄内地区を、震度5弱の地震が本村を襲いました。山形県内には、けがをなされた方が31名、205棟の住宅被害がありました。心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

全国的に自然災害が発生している中、本村でも昨年8月の豪雨により、村内各地で多くの道路や農地などが被災しました。村では、避難勧告の発令や避難所開設など迅速に対応されました。

村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながら、さらなる財政健全化を図り、村民が安全・安心で暮らせるよう一層努力されることに御期待申し上げ、審査意見といたします。

○議長（鈴木君徳君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号から議第63号までの決算関係9議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第55号から議第63号までの決算関係9議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第15 議第64号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第64号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第64号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により策定した大蔵村辺地に係る総合整備計画について、別紙のとおり変更するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第64号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり報告する。

それでは、御説明申し上げます。次のページをお開きください。

沼の台辺地総合整備計画書、第5回の変更でございます。

次のページをお開きください。

変更前については、事業費のトータルが6億1,580万円のところを、変更後、スクールバスの部分を追加いたしまして、事業費合計が6億2,560万円、そのうち一番右側ですが、辺地対策事業債の予定額を4億1,800万円とするものでございます。個別の計画については、最終ページに記載のとおりでございます。

令和元年9月2日提出、大蔵村長加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第65号 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について。

この議案は、平成30年11月14日に建設工事請負契約をしました肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）について変更が伴ったため、新庄市大字鳥越1780番地1、沼田建設株式会社、代表取締役社長金田孝司氏と工事請負契約の一部を変更するものです。

詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。佐藤危機管理室長。
○危機管理室長（佐藤利男君） 議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について。

平成30年11月14日に建設工事請負契約をした肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、自治法自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約金額、変更前1億5,284万7,000円、変更後1億5,366万9,960円。
- 4、契約の相手方、山形県新庄市大字鳥越1780番地1、沼田建設株式会社、代表取締役社長金田孝司。

令和元年9月2日提出、大蔵村長加藤正美。

提案理由ですけれども、肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）について、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び5号及び議会の……。

- 議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

午後 4時33分 再開

- 議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。
-

- 議長（鈴木君徳君） お諮りいたします。

日程第16、議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について

てを議題とする審議の途中ですが、以上で本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、9月3日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時35分 散会

令和元年9月3日（火曜日）

第3回大蔵村議会定例会会議録
（第2日目）

令和元年9月3日(火曜日)

出席議員(10名)

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第2号

令和元年9月3日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第65号 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について
- 第 2 議第66号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて
- 第 3 議第67号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議第68号 ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議第69号 大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第70号 大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第71号 大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第72号 大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議第73号 大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第74号 大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第75号 大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第76号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）
- 第13 議第77号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第78号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議第79号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議第80号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、まことに御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第65号 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部
変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

きのうは一般質問、議会、まことにご苦労様でした。夕方途中、火事ということで先ほど説明をしたわけでありましてけれども、大変なことになってしまいました。

それでは、またきょう一日よろしくお願いを申し上げます。

議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について。

この議案は、平成30年11月14日に建設工事請負契約をいたしました肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）について変更が伴ったため、新庄市大字鳥越1780番地1、沼田建設株式会社、代表取締役社長、金田孝司と工事請負契約の一部を変更するものです。

詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 議第65号肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）請負契約の一部変更について。

平成30年11月14日に建設工事請負契約をした肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）の請負

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 152,847,000円
変更後 153,669,960円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市大字鳥越1780番地1
沼田建設株式会社
代表取締役社長 金田孝司

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由ですけれども、肘折地区防災拠点施設整備工事（繰越明許）について、変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5項及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定により提案するものであります。

次のページのほう、2枚目に（仮）変更契約書を添付しております。82万2,960円の増額ということで、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 変更契約について反対するものではございませんけれども、何で82万円ですか、これは何でどういうことになって余計な負担が説明になっていないんです。前もずっと言っていたんですけれども、補正とか、そういう変更のときは大体こういうふうに行ったのが足りなかったから、こういうことでやるから金足りないんだ、やれなかったから救えとか、そういう理由の説明があっていいんじゃないかと私は思うんです。

ただ、これ出ただけで、だから口で聞いただけでは人間なので忘れるもので、家へ帰ってから読むためにも、それどういうものが足りなかった、それで、これがもう余ったから必要ない、補正するとか、そういうことを書いておいたほうがいいんじゃないかということ、そう思います。

前にも升玉の浄水場のときもかなりきつい質問をしましたがけれども、全然その効果はないんです。これ82万円で「はい、わかりました。異議なし」。それで、仮に、そんなことないようにはなっていると思いますけれども、仮に議会でこの変更が承認されなかった場合どうやって契約するんですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 詳細説明について落ちたところ、おわび申し上げます。

変更理由の中の詳細説明で、屋根板金工事、破風形状変更による多額化、金額の増、それから木工事、軒先部分の板金、仕様変更による金額の増、それから、金属工事で既存体育館との取り合い部分の追加工事による軽鉄下地の増工、それから内外装工事、既存体育館との取り合い部分の追加工事による増工になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） ですから、最初の説明のときそういう書類があるのであれば、これ書いていけばそれ以上の説明につけるか、議員の皆さんが「ああ、そういうわけで増額するんだな」とわかるようにしたほうが議論がしやすいんじゃないかと私言っているんです。

仮に議会としてこれは要らないと、無理だと予算が通らなかった場合は、その工事は中止ということになりますか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 確かに説明不足でした。通らなかった場合ということを議員おっしゃったわけなんですけれども、こちらのほうで説得するように努めたいと思います。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第66号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第66号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第66号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育委員会委員の八鍬賢一氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き大蔵村大字赤松2081番地5、八鍬賢一氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第3 議第67号 大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第67号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第67号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例等の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第67号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例等の一部を改正する条例。

（大蔵村税条例の一部改正）

第1条 大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。

下から9行目になります。

（大蔵村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大蔵村税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、第1条、それと今読み上げました第2条の二条立ての改正となります。内容につきましては、過日議員全員協議会で説明させていただきましたので、主に要点のみの説明とさせていただきます。今読み上げました改正本文を省略して、別添の資料の新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思っております。横型のものでございます。

一番上の第85条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲については、山形県と同様の対象範囲とする改正内容です。「各号に該当するもの」を「各号に掲げるもの」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の環境性能割」に、及び第2号から第5号を追加するものでございます。

その下の第99条のたばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこの準用を紙巻きたばこの本数に換算する方法の改正でございます。「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改正になります。

2ページをお願いいたします。

中段の附則第13条の軽自動車税の種別割の税率の特例については、重課税、重い課税の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課税、軽い課税を新設するものでございます。こちらの内容につきましては4ページまで続きます。

4ページをお願いいたします。

附則第13条の2の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、前の第13条の改正に伴っての改正でございます。

6ページをお願いいたします。

済みません、ここで1点訂正をお願いしたいと思います。現在見ております新旧対照表の左上、6ページの左上なんですけれども、大蔵村税条例、括弧書きの部分がちょっと間違っておりますので訂正をお願いいたします。現行では昭和47年条例第1号とありますけれども、こちらのほうを平成29年条例第5号に御訂正方よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に戻ります。

右側の改正後（案）の第12条の2軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、非課税とする臨時的軽減の規定を新設する改正でございます。新設されたことにより左下の現行の第12条の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例が、条がずれて第12条の2の2となり、新設されたものでございます。ここに出てくる環境性能割という部分は、県税の自動車取得税がこの9月末をもって廃止することに伴い、新たに出された課税導入であります。

次のページ、7ページをお願いいたします。

下段の第12条の3軽自動車税の環境性能割の減免の特例につきましては、減免の対象範囲及び減免事務について山形県と同一の取り扱いをする内容でございます。

8ページをお願いいたします。

下段右下の第12条の6の第3号、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、税

率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設する改正でございます。

それでは、改正文の最後のページに戻っていただきたいと思います。中段の附則の部分です。附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大蔵村税条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 改正後の大蔵村税条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

令和元年9月2日提出。

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第68号 ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第68号ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第68号ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この条例は、消費税率の改正に伴い、ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第68号ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本文を省略して御説明申し上げます。

この条例は、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改正されることから、使用料を別表のとおり各室それぞれ午前、午後の使用料は1,100円、夜間の使用料は1,650円、1日の使用料は2,200円、昼夜の使用料は3,300円に改正するものです。

本文に戻ります。

附則。

（施行期日）

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料または同日以後の使用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第69号 大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第69号大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

この条例は、消費税率の改正に伴い、大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、教育次長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長より議案の詳細説明を求めます。矢口教育次長。

○教育次長（矢口真二郎君） 議第69号大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例。

大蔵村公民館設置及び管理条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

本文を省略して資料のほうで説明を申し上げます。資料をごらんください。左が現行の別表になります。右が改正後の案になります。中央公民館の使用料について定めたものでございます。

表の区分については変更はございません。左のほうは8%相当額を含んだ使用料になります。改正後につきましては、10%相当額の消費税を含んだ金額になります。

議案に戻っていただきたいと思います。

附則。

(施行期日)

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大蔵村公民館設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料または同日以後の使用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 消費税増税に伴う改正が次々と出てくるということになるわけですが、ちょっとお聞きしたいんですが、大蔵村、会計によって違うんでしょうけれども、下水道とか水道事業は消費税の納税者にはなっていると思うんですが、公民館会計だとかというのは、もちろん経費で消費税分が上がるという意味で水道とか電気料が上がるからそれを反映させたいということなんだろうけれども、ふるさと未来館は民間企業がやっているんで消費税、私は消費税そのものについて増税はいかかなものかと思うんですが、上がったということで機械的に上がるのはやむを得ない部分もあると思うんですが、公民館の使用料についてはこれは納税義務者になっているんでしょうか。つまり経費はかかるけれども、その分10%にして、その分を国等に納税しているんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長。

○教育次長（矢口真二郎君） ただいまの質問に答えますが、公営会計のような消費税の目の規定はございませんが、先ほど議員さんがおっしゃられたように各電気代その他もろもろの消費税増税で経費がかかっているわけですので、それに伴って消費税増税をお願いするという事で今回上程させていただいているものでございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ということは、もちろん経営の部分ではかかるのは理解はできるんですが、10%になるからといって10%にするというよりは、これは単なる料金の値上げ、使用料の値上げというふうに考えてよろしいんでしょうか。書きぶりも使用料に消費税相当分を反映させるということで、ふるさと未来館とはちょっと違った書きぶりになっているんですが、これ

はある種の民間だと益税になる部分もあるのではないかというふうに考えてしまうんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長。

○教育次長（矢口真二郎君） 特に記載に他意はございません。消費税の増税の部分を反映させるということのところでは。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第70号 大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第70号大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第70号大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この条例は、消費税率の改正に伴い、大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、教育次長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長より議案の詳細説明を求めます。矢口教育次長。

○教育次長（矢口真二郎君） 議第70号大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第4号）の一部を次のよう

に改正する。

別表を次のように改める。

資料のほうで説明させていただきます。

資料の1ページ目、赤松生涯学習センターの使用料でございますが、左が現行の金額、右が改正後の案でございます。表そのものについては変更はございません。左側が8%相当額を含んだ金額、右側が10%相当額を改正する案の金額でございます。

2ページをお開きください。

生涯学習センターの宿泊使用料というところでございます。(3)のシャワー使用料でございますが、こちらのほうは据え置きという形になっております。利用者のほとんどが小中高生の合宿、大学生の合宿等で使用していただいております。子育て支援、教育的配慮が必要なことから利用料金を据え置き、利用促進を進めていきたいという考えでございます。

その下、南山交流センター使用料でございます。表そのものに変わりはありません。10%相当額ということで改正をお願いするものでございます。

3ページ目でございます。

4の肘折生涯学習センターの使用料でございますが、改正前は各部屋の使用料ということでございましたが、このたび旧校舎等の解体を終えて体育館のみの使用です。ということで、体育館のみの使用料を掲げたものでございます。こちらのほうも改正前と改正後でこちらの料金で載せております。

それでは、本文に戻ります。本文の附則でございます。

附則。

(施行期日)

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大蔵村生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料または同日以後の使用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第71号 大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第71号大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第71号大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この条例は、消費税率の改正に伴い、大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、教育次長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長より議案の詳細説明を求めます。矢口教育次長。

○教育次長（矢口真二郎君） 議第71号大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

本文を省略して資料により説明させていただきます。資料をごらんください。

こちらのほうは大蔵村の野球場の使用料について定めたものでございます。表の区分等は変更はございません。これも同様に消費税の引き上げに対応したものでございます。

議案の附則にお戻りいただきたいと思います。

附則。

(施行期日)

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大蔵村体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料または同日以後の使用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第72号 大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第72号大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第72号大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、工事完成予定の肘折防災センターを追加するため、大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議ください

ますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 議第72号大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村地域防災センターの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

肘折防災センター。大蔵村大字南山2126番地213。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由ですけれども、肘折防災センターの完成予定に伴い肘折防災センターを地域防災センターに加えるものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第73号 大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第73号大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第73号大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消費税率の改正に伴い、大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第73号大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

大蔵村簡易水道給水条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条ただし書きを削り、同条に次の1項を加える。

2、前項の規定にかかわらず、別表1柳渕の項における料金は、1カ月につき1,540円とする。

第28条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第28条の2、手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、村長が特別な理由があると認めた申込者からは、申し込み後、徴収することができる。

（1）給水栓の開栓をするとき、1件につき1,000円。

（2）給水栓を閉栓をするとき、1件につき1,000円。

第29条中「料金」を「料金、手数料」に改める。

別表3を次のように改める。

別表3。

料金。

（1）水道使用料、こちらのほうにつきましては、各用途ごとの基本料金、超過料金を消費税改正に伴い8%であったものを10%に改定した料金となっております。本体価格につきましては変更ありません。大体1立米当たり3円の値上げとなります。

（2）メーター使用料、こちらにつきましても消費税8%を10%に改定したメーターの使用料でございます。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2、令和元年10月1日(以下「適用日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る使用料であって、適用日以降初めて使用料の額が確定する者に係る第23条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番(佐藤雅之君) ちょっと消費税増税にかかわってということで提案されているんですが、ちょっと使用料や手数料の消費税の考え方がいま一つこれを見るとわからないのが、この給水栓の開栓とか閉栓というのは1件につき1,000円となっていますね。これは消費税が入っている金額なんですか。

○議長(鈴木君徳君) 高山地域整備課長。

○地域整備課長(高山和広君) 給水栓の開栓、閉栓でございますけれども、金額については消費税込みの金額となっております。これまで大蔵村のほうでは給水栓の開栓、閉栓をする際の手数料というのはこれまでもらっておりませんでした。ただ、近隣の市町村などを見ますと手数料をもらっているというようなこともありまして、新しく家を建てて水道を引くとなればその個人の方だけのための事務が出てくるものですから、そういった事務について手数料として徴収したいというふうなことで御提案するものでございます。

○議長(鈴木君徳君) 3番佐藤雅之君。

○3番(佐藤雅之君) その趣旨はわかりませんが、ただ、表記上の問題として消費税抜きの価格は幾らになるんでしょうかということで、表記として一方では消費税込みということですが、そこがちょっとわからないんですが。

○議長(鈴木君徳君) 高山地域整備課長。

○地域整備課長(高山和広君) 手数料については消費税込みというような言い方しかちょっと。

○議長(鈴木君徳君) 3番佐藤雅之君。

○3番(佐藤雅之君) そこまで考えていたかどうかとちょっと不安になっていたんですが、一応文字は関係ないんでしょうけれども、企業会計だと消費税税抜きとか税込み処理することもあるかと思うんで、これ1,000円というのがどういう税の区分になっているかわからないと支

障を来すんじゃないかなというのがちょっと思いました。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） こちらのほうはあくまでも手数料ということで請求するものでございまして、ちょっと先ほどの答弁と変わってしまいますけれども、消費税として重くする分については水道使用料とメーター使用料の消費税分という形になりまして、手数料につきましてはあくまでも事務手続き上の手数料的なこととなります。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 開栓のほうは新規だと思うんだけど、閉栓というのは廃止した場合はですか。

それともう1件、この開栓、閉栓というのは多分業者がやると思うんですけども、これは村職員の立ち会いというのはどんな形でやるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 作業そのものは業者さんのほうでやるわけですがけれども、その例えば開栓した案件ですと水道の本管から蛇口までの部分が適正に給水管工事を行っているかどうか、ちゃんと蛇口をひねって水道の水に濁りがないですとか、あとは残留塩素が含まれている、そういった事務手続きが必用になってくるものですから、その費用を手数料としてもらうものでございます。

あと、閉栓につきましては、そのお宅の事情で長期間空き家になってしまったり、あとは住居を解体してほかの町村に転出していった場合などは閉栓になるわけですがけれども、その際も給水管の弁だけ閉めるものではなくて、あくまでもなるべく本管に近い給水管の部分でふたをかけてもらう工事になりますので、そういった確認の事務も必要だということでこの手数料を徴収するものでございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第74号大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第74号大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消費税率の改正に伴い、大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第74号大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例。

大蔵村特定環境保全公共下水道条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表を次のように改める。

こちらのほうは下水道の使用料金の基本料金、あとは超過料金を消費税の改定に伴い8%から10%に改定した金額を掲載してございます。こちらのほうは本体価格につきましては変更ございません。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2、令和元年10月1日（以下「適用日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、適用日以降初めて使用料の額が確定する者に係る第19条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議第 7 5 号 大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第75号大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第75号大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消費税率の改正に伴い、大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第75号大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村浄化槽整備に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村浄化槽整備に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）。

こちらのほうは浄化槽使用料の金額を消費税改定に伴い増税分を改定した金額を記載しております。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第12 議第76号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第76号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第76号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に6,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,700万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第76号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,700万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正

変更でございます。

2 変更

起債の目的、過疎対策事業債。

補正前の限度額、2億1,840万円、補正後の限度額、1億7,250万円。

臨時財政対策債。

補正前の6,300万円、補正後を5,960万円。合計で、補正前の限度額が4億4,110万円、補正後が3億9,180万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

10ページをお願いいたします。

2 歳入

1款1項1目地方交付税8,401万6,000円。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金430万3,000円。6目衛生費国庫補助金79万4,000円。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金228万7,000円。4目農林水産業費県補助金232万4,000円。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金20万2,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,450万円の減。

19款1項1目繰越金3,240万7,000円。

20款諸収入4項5目雑入46万7,000円。

21款1項村債。次のページをお願いいたします。3目衛生債320万円の減。4目農林水産業債140万円の減。6目土木債3,910万円の減。7目消防債220万円の減。10目臨時財政対策債340万円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款1項1目議会費2万5,000円。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費316万1,000円。2目文書広報費11万8,000円。3目財政管理費20万3,000円。5目財産管理費8万6,000円。6目企画費59万8,000円。

次のページをお願いいたします。

8目地域振興費101万9,000円の減。13目諸費5万円。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費93万5,000円の減。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費34万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費76万2,000円。2目国民年金費4,000円。3目老人福祉費34万8,000円。4目障害福祉費302万9,000円。

3項児童福祉費1目児童福祉総務費92万3,000円。2目児童福祉施設費78万9,000円。

次のページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費320万3,000円の減。6目環境衛生費は財源内訳の変更でございます。7目浄化槽費75万9,000円。

3項1目簡易水道費1,750万9,000円。

次のページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費13万5,000円。3目農業振興費229万8,000円。6目農地費72万4,000円。

7款1項商工費1目商工総務費32万3,000円。3目観光費43万円。4目スキー場管理費40万円。

次のページをお願いいたします。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費505万6,000円。

2項道路橋りょう費2目道路維持費300万円。3目道路新設改良費と4目橋りょう維持費につきましては財源内訳の変更でございます。

3項河川費 1目河川総務費 2万円。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費114万9,000円。

9款 1項消防費。次のページをお開きください。 2目消防施設費10万円。 4目危機管理費50万円。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費56万9,000円の減。

2項小学校費 1目学校管理費66万9,000円。

3項中学校費。次ページをお開きください。 1目学校管理費 6万6,000円の減。 5目学校給食費17万円。

4項社会教育費 2目公民館費2,331万5,000円。

11款災害復旧費 2項 1目公共土木施設災害復旧費250万3,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。 5番加藤忠己君

○5番（加藤忠己君） 19ページの19節プレミアムつき商品券の補助金なんですけれども、この商品券のプレミアム率と、消費税改正に伴うものなんでしょうけれども、どういう人が購入できるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） プレミアム商品券につきましては、非課税世帯が1つ、それから3歳未満の子供に対してということで対象にしておりました。

それから率なんですけれども、4,000円で1冊なんですけれども、5,000円分使えるということで、最高で2万円を買っていただいて2万5,000円使えるということになっておりました。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今非課税世帯と3歳未満の子供というと、該当者は村で何人ぐらいいるんですか。

あと、この商品券は村内だけ。村外では使うことができないのか伺い、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） この商品券につきましては地域で消費を拡大してもらうことがあります。村内の商店、商品を持っている方に対して公募して登録してもらって、その店で使っていただくということになっておりました。

人数なんですけれども、一応今把握しているのは非課税世帯が100人、それから子供は60人ということでした。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 17ページの上から3番目の13節の委託料、第4次大蔵村総合計画作成支援業務委託料ですけれども、予算額は問題ないんですけれども、これ第4次は来年から10年間ということで今年度中に仕上げる形になっております。3月に第1回目の会議があつて、私もそのメンバーで若干入ったんですけれども、その担当が変わつたということでその後5カ月が経過しているんですけれども、今の取りまとめの進捗状況はどんなものですか。それについて伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今年度の会議が先月、8月に第2回の審議会の策定委員会を開催しております。内容としましてはアンケート調査をお願いしましたので、その結果を皆さんのほうにお示ししたというふうな格好です。

それで、そのアンケートをもとに今後素案を作成しまして、少なくともあと3回から4回ぐらゐの策定委員会をもって今年度末策定して、来年度からの総合計画を策定するというところでございます。

つけ加えますが、今回の補正については総合計画とあわせて総合戦略の計画も今年度で切れますので、その総合計画の中に総合戦略の計画もあわせて策定するというので、今後委託業者との変更契約をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 総合計画ですので、村の本当の指針になる大事な計画だと思います。ぜひ実現性もある内容と策定に合わせた夢のある総合計画になるように期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、もう1つ。別の件です。29ページの中央公民館の学童施設改修工事2,260万円、この件についてどういふような内容の改修を考えておられるのか。これによつて学童の対象範囲が広がるのか、その2点について伺ひます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口教育次長。

○教育次長（矢口真二郎君） 中央公民館の学童施設の改修については、これから6学年までの受け入れをお願ひしたいということで、現況の1階及び3階を改修したいということでの予算でございます。

補足説明等は健康福祉課長に任せたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 学童施設の運営につきましては健康福祉課が担当しておりますので、中身について御説明させていただきます。

6年生までの延長、児童を受け入れることにしております。先ほど次長が申しましたとおり、現在2階利用しています。3階の現在トレーニングルームになっているところなんですけれども、そこをしてということで、改修して2階、3階ということで受け入れ体制を整えたいと思っています。

それから、特殊建築物なものですから防火室のほうがあるものですからその仕切り等の工事でなると思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第77号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第77号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第77号、令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に1,845万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,835万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の32ページのほうをお開き願います。

議第77号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,845万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,835万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

38ページをお願いします。

2 歳入。

1 款使用料及び手数料 2 項 1 目手数料1,000円。

3 款 1 項 1 目繰入金1,750万9,000円。

4 款 1 項 1 目繰越金94万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費110万1,000円。2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費1,735万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 41ページの工事請負費、村道里道線の水道管の工事ですが、新しい道路に布設するための工事なんですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 同じ村道の道路改良工事を行っていますが、里道線の工事のための水道のつけかえ整備となります。この工事につきましては道路改良工事の進捗状況と合わせて施工することになりますので、今年度、来年度も継続して水道管の移設工事を予定しております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） あの工事、今年度分についてはもう発注なっているというような話を伺いました。今年度と来年度で完成予定とのことですが、水道に関しては今年度中に工事は終わるわけですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 水道工事も今年度と来年度、2カ年にわたって施工することになります。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第78号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第78号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第78号、令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に166万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,530万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の44ページをお願いいたします。

議第78号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,530万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

50ページをお願いいたします。

2 歳入。

3款1項1目繰入金114万9,000円。

4款1項1目繰越金52万円。

次のページをお願いします。

3 歳出。

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費166万9,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第79号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第79号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第79号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に52万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,922万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くだ

さいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の56ページをごらんください。

議第79号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,922万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

65ページをごらんください。

2. 歳入

4款1項1目繰入金447万1,000円の減。

5款1項1目繰越金499万4,000円。

次のページをごらんください。

3. 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費52万2,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第80号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第80号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第80号、令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算(第2号)。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に663万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,798万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長(国分浩一君) 68ページをお開きください。

議第80号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和元年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,798万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

74ページをお開きください。

2 歳入。

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料38万2,000円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)64万円。

5 款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)32万円。

7 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金34万8,000円。

8 款1項1目繰越金494万1,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費153万5,000円。

4 目生活支援体制整備事業費12万6,000円。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金497万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議第 81 号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第81号令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第81号、令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に258万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,026万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の80ページをお願いいたします。

議第81号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,026万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

83ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正

変更でございます。

下水道事業債。

変更前の限度額は180万円、変更後の限度額が250万円。

過疎対策事業債。

変更前が170万円、変更後が250万円。

合計としまして、補正前の限度額が350万円、補正後の限度額が500万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

88ページをお願いいたします。

2 歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目浄化槽整備事業分担金 8 万9,000円。

3 款 1 項 1 目繰入金45万円。

4 款 1 項 1 目繰越金13万9,000円。

6 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目浄化槽整備事業国庫補助金46万1,000円。

7 款 1 項村債 1 目下水道事業債150万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款浄化槽整備事業費 1 項 1 目浄化槽管理費21万1,000円の減。2 項 1 目浄化槽整備事業費280万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

9月3日午後より9月4日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会にいたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、9月3日午後から9月4日午前中は、決
算審査特別委員会のため本会議を休会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月4日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時50分 散会

令和元年9月4日（水曜日）

第3回大蔵村議会定例会会議録
（第3日目）

令和元年9月4日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
健康福祉課長補佐	佐藤克也君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第3号

令和元年9月4日（水曜日） 午後1時00分 開議

第 1 常任委員会付託案件審議

第1号(請願) 白須賀地区内村道認定と道路整備に関する請願書

第 2 決算審査特別委員会付託の議案

議第55号 平成30年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第56号 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第57号 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第58号 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

議第59号 平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第60号 平成30年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第61号 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第62号 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第63号 平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 3 発議第1号 白須賀地区内村道認定と道路整備を求める意見書の提出について

第 4 議員派遣の件

追加日程第1 議第82号 大蔵村診療所X線CT検査装置の購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 9月3日午後並びに4日午前の決算審査特別委員会、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会付託案件審議

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、常任委員会付託案件の審議に入ります。

整理番号第1号（請願）、白須賀地区内村道認定と道路整備に関する請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。海藤委員長。

○6番（海藤邦夫君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 9月3日

付託された事件の処理結果

事件の番号 整理番号第1号

件名及び処理結果

請 願 書 「白須賀地区内村道認定と道路整備に関する請願書」に関する請願

請 願 者 最上郡大蔵村大字清水3137番地15

白須賀地区代表 早坂竹千代

令和元年9月2日の本会議において、当委員会に付託になりました、整理番号第1号「白須賀地区内村道認定と道路整備に関する請願書」について、9月3日に委員会を開催し慎重に審査した結果、地区住民の公衆用道路として重要であり、村道として認定すべきであると意見が一致し、採択と決定いたしました。

審 査 結 果 採 択

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択することに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第2 決算審査特別委員会付託の議案

- 議長（鈴木君徳君） 日程第2、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第55号から議第63号までの決算関係議案9件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。八鍬委員長。

- 2番（八鍬信一君） 御報告申し上げます。

去る9月2日の本会議において、当決算審査特別委員会へ付託されました決算関係9議案の審査結果は次のとおりであります。

議第55号平成30年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第56号平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号平成30年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号平成30年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、この9議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

- 議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

議第55号から議第63号までの決算関係議案9件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第55号から議第63号までの決算関係議案9件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第3 発議第1号 白須賀地区内村道認定と道路整備を求める意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、発議第1号白須賀地区内村道認定と道路整備を求める意見書についてを議題といたします。

提案者である海藤邦夫産業建設委員長より提案理由の説明を求めます。海藤委員長。

○6番（海藤邦夫君） 発議第1号の提出について、まずさっき報告いたしました、ちょっと訂正をお願いいたします。2枚目のほうの審査月日なんですけれども、9月2日となっておりますけれども、9月3日の誤りでしたので訂正願います。

発議第1号、白須賀地区内村道認定と道路整備を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

今回、請願のありました公衆用道路は白須賀地区において重要な道路でありますから、早急に認定し整備すべきと考え、要望をするものであります。

本文を朗読して提案いたします。

白須賀地区内の村道192号に近接する請願の公衆用道路は、従来より地域住民の生活道路として活用され、冬期間においては除雪路線であり重要な道路となっております。

しかし道路は狭隘で且つ未舗装の為、除排雪においても隣接地に迷惑を掛けている状況であります。

議会としましては、今回請願を受け、令和元年9月4日付け令和元年9月定例会においてこれを採択し、意見書を提出する運びとなりました。

同請願には、地域住民の同意もありますので、村道認定の手続きを進めていただき、地域住民の利便を図り生活道路として利活用できるように要望いたします。

記

1 村道の認定を行うこと。

2 生活道路として道路整備を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月4日

提出先

大蔵村長 加藤正美殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださるよう、お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

○議会事務局長（早坂勇一君） 最初に、大変申しわけございません。議員派遣の件についての資料の訂正をさせていただきます。

1番の全国町村議会広報全国研修会の派遣場所ですが、東京都シェーンバッパ・サボーというふうになっているんですが、これはサボウというふうに訂正をお願いします。それから4番目ですが、大蔵村議会議員改革委員会と表示しているんですが、議会改革委員会というふうになります。

大変御迷惑をおかけします。よろしくお願いいたします。

議員派遣の件

令和元年9月4日

次のとおり議員を派遣する。

1. 全国町村議会広報全国研修会

(1)目的 住民の関心と理解を深める議員活動を広報誌に反映する。

(2)派遣場所 東京都 シェーンバッパ・サボウ

(3)期間 令和元年9月24日（火）から25日（水）

(4)派遣議員 議会広報調査特別委員会 5名

2. 山形県町村議会議員研修会

(1)目的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する。

(2)派遣場所 山形市 国際交流プラザ

(3)期間 令和元年10月16日（水）

(4)派遣議員 議員10名

3. 最上地域市町村議会議員研修会

(1)目的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する。

(2)派遣場所 新庄市 市民プラザ

(3)期間 令和元年10月23日（水）

(4)派遣議員 議員10名

4. 大蔵村議会議会改革委員会（常任委員会合同）視察研修

(1)目的 議会改革の情報収集と議員の識見を高め議会のあり方を探る。

(2)派遣場所 福島県内 中島村、三島町

(3)期間 令和元年10月29日（火）から30日（水）

(4)派遣議員 議員10名

以上です。

○議長（鈴木君徳君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時17分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま加藤村長から議第82号を提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、議第82号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第82号 大蔵村診療所X線CT検査装置の購入契約
について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議第82号大蔵村診療所X線CT検査装置の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加提案を御可決いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由を読み上げたいと思います。

議第82号大蔵村診療所X線CT検査装置の購入契約について。

この議案は、去る令和元年8月26日に入札を執行した結果、山形市蔵王成沢422番地の2、東北医療機器株式会社代表取締役伊藤宗徳とX線CT検査装置購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第82号大蔵村診療所X線CT検査装置の購入契約について。

次のとおり大蔵村診療所X線CT検査装置の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大蔵村診療所X線CT検査装置 一式の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 2,453万円
- 4 契約の相手 山形県山形市蔵王成沢422番地の2
東北医療機器株式会社
代表取締役 伊藤宗徳

補足説明をさせていただきます。

去る8月26日に予定価格2,250万円とし入札を執行いたしました。8社を指名いたしまして入札を行った結果、税抜き2,230万円で東北医療機器株式会社が落札したものであります。

議案書2枚目のほうに仮契約書を添付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤 勝君） 反対するものではございません。8月26日に予定となっていて、きょう追加ということですが、これきのうの本会議では出なかったんですが、それから、この補助率も何かあったら詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 8月26日に入札を行ったものですから、皆さんのほうに議案書をそのとき配付できないということで追加提案をさせていただきました。

補助金等の中身については、診療所事務長のほうから御説明をしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） ただいまのX線CT検査装置の補助率について御説明いたします。

補助金制度につきましては、山形県の医療等施設整備補助金というものがございまして、その補助に該当しています。補助限度額が1,650万円、その2分の1、825万円が補助金として山形県から交付されまして、その残りの分は起債対応という形で該当させて、起債事業と補助金の2種類で財源を確保したものであります。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午後1時25分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員